

ブルネイ  
特許規則  
2012年

2012年1月1日施行

目次

序

- 規則1 引用及び施行
- 規則2 解釈
- 規則3 手数料
- 規則4 様式
- 規則5 費用
- 規則6 訴訟費用の算定
- 規則7 算定手続
- 規則8 国際博覧会
- 規則9 第17条(2)の適用上の優先権宣言
- 規則10 第17条(4)に基づく遅い宣言をする許可の登録官に対する請求
- 規則11 第17条(2)に基づく宣言を裏付けるための出願又はファイル番号及び優先権書類の提供
- 規則12 優先権書類 の翻訳文

特許を出願し取得する権利

- 規則13 第20条(1)(a)に基づく付託
- 規則14 第20条(1)(b)に基づく共同所有者による付託
- 規則15 第20条に基づく命令
- 規則16 第20条(3)に基づく新規出願の所定期間
- 規則17 第20条(5)に基づく許可
- 規則18 第22条に基づく共同出願人による請求
- 規則19 第23条に基づく登録官への付託

発明者

- 規則20 発明者の表示
- 規則21 出願人が発明者又は単独発明でない場合の手続

- 規則22 特許付与の出願
- 規則23 微生物
- 規則24 図面
- 規則25 要約
- 規則26 書類のサイズ及び提示

- 規則27 陳述書，答弁書及び証拠の様式
- 規則28 発明の単一性
- 規則29 第26条に基づいて規定される一定の事項
- 規則30 欠落部分
- 規則31 第26条(11)に基づく新規出願
- 規則32 新規出願の期間の延長
- 規則33 出願公告

#### 付与手続

- 規則35 送達宛先
- 規則36 方式要件
- 規則37 予備審査
- 規則38 調査報告の請求
- 規則39 調査及び審査報告の請求
- 規則40 調査報告の請求提出の期間
- 規則41 調査のための最少資料
- 規則43 審査報告の請求
- 規則44 特許性に関する国際予備報告への依拠
- 規則45 第29条(2)(b)から(e)まで又は(4)に所定の期間
- 規則46 第29条(2)(c)(ii)又は(d)(ii)に基づいて所定の情報
- 規則47 2又はそれ以上の発明がクレームされた場合の調査手続
- 規則48 審査官等の書面による所見
- 規則49 出願の整備
- 規則50 第29条(7)及び第30条(1)(a)に基づく所定の期間の延長
- 規則51 付与前の補正の申請
- 規則52 付与前に補正するための時期
- 規則53 付与の証明書

#### 付与後の特許

- 規則54 特許の更新
- 規則55 特許存続期間の延長
- 規則56 付与後の明細書の補正
- 規則57 付与後の調査及び審査
- 規則58 失効した特許の回復
- 規則59 第115条(4)が適用される特許への第40条の変更された適用
- 規則60 特許の放棄

#### 登録簿及び公文書

- 規則61 特許登録簿
- 規則62 名称，宛先又は送達宛先の変更又は訂正
- 規則63 取引等の登録の申請

- 規則64 誤りの訂正の請求
- 規則65 登録簿の閲覧など
- 規則66 登録簿に含まれる事項の公告
- 規則67 特許に対する権利に関する記載
- 規則68 登録官によって供給される証明書及び写し
- 規則69 裁判所による命令又は指示

#### 特許の権原

- 規則70 特許を受ける権利の登録官への付託
- 規則71 指示を実行する許可の申請
- 規則72 新規出願をする期限
- 規則73 新規特許を実施することを継続するライセンスの請求
- 規則74 ライセンスの付与に対する権原についての付託

#### 実施許諾用意

- 規則75 実施許諾用意の登録簿への記載
- 規則76 実施許諾用意の条件の決定
- 規則77 所有者による実施許諾用意についての登録簿における記入の抹消
- 規則78 第三者による実施許諾用意についての登録簿における記入の抹消
- 規則79 実施許諾用意についての登録簿における記入の抹消についての手続
- 規則80 実施許諾用意についての登録簿における抹消に対する登録官による手続

#### 特許侵害

- 規則81 第64条(4)に基づく所定の事項

#### 登録官における侵害手続

- 規則82 侵害の決定についての登録官への付託
- 規則83 特許の有効性が争われる場合の手続
- 規則84 不侵害に関する宣言の申請

#### 特許の取消

- 規則85 取消の申請に関する手続
- 規則86 第77条(1)(f)(iii)に基づいて所定の重要な情報
- 規則87 再審査報告の作成に関する手続
- 規則88 再審査報告の写し及び結論
- 規則89 特許放棄に関する費用の裁定
- 規則90 補正する機会の通知
- 規則91 補正に対する異議申立についての手続

#### 国際出願の国内処理

- 規則92 国際出願の取扱い

聴聞，代理人及び誤謬の訂正

規則93 登録官の裁量権

規則94 聴聞の請求

規則95 公開聴聞

規則96 聴取権

規則97 特許及び出願における誤謬の訂正

情報及び閲覧

規則98 特許及び特許出願についての情報

規則99 書類の閲覧

規則100 機密書類

規則101 書誌情報の公開

規則102 未公告の特許出願に関する情報の請求

総則

規則103 書類の送達

規則104 就業時間及び非就業日

規則105 瑕疵の訂正

規則106 登録官による免除

規則107 証拠の提出

規則108 法定宣言書及び宣誓供述書

規則109 書類の認容

規則110 書類の提供に関する指示

規則111 雑書類の提出

規則112 裏付陳述書又は証拠

規則113 登録官による科学顧問の任命

規則114 期限の変更

規則115 時期の延長によって影響を受ける者の保護及び補償

規則116 時期又は期間の計算

規則117 書類の写し

規則118 翻訳文

規則119 書類の公告及び販売

規則120 公報

規則121 事案の報告

国際出願

規則122 国際出願の提出

規則123 国際出願の手数料

規則124 認証謄本

規則125 手数料通貨

第1附則 規則3及び規則65

第2附則 規則4(3)

第3附則 規則5及び7

第4附則 規則23, 24及び114

1. 出願
2. 培養の利用可能性
3. 培養の専門家による利用可能性
4. 新たな寄託
5. 解釈

第5附則 規則113

科学顧問の報酬

- 1.
- 2.
- 3.

## 序

### 規則1 引用及び施行

本規則は、2012年特許規則として引用することができ、2011年特許令と同日に施行する。

### 規則2 解釈

(1) 本規則において、文脈上他を意味する場合を除いて次のとおりとする。

「付与証明書」とは、第34条(1)の適用上の証明書をいう。

「条約国」とは、第17条(10)と同じ意味を有する。

「費用」とは、手数料、経費、出費、手当及び報酬を含む。

「宣言された優先日」とは、次をいう。

(a) 第17条(2)の適用上なされた宣言に明記された先の関係出願の出願日であって、第27条に従って問題の出願の公告準備が登録局によって完了する前にその宣言に主張された優先日が喪失若しくは放棄されておらず、またその宣言が取下されていない場合のもの、又は(b) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)が命令に基づく特許出願として扱われる場合、条約国において若しくは条約国に関してなされている最先出願、条約国の法令若しくは条約若しくは条約国が加盟国である国際条約により前記の出願と同等である最先出願であって、特許協力条約第8条の適用上提出された宣言において優先権が主張されている(ただし、当該優先権主張が当該条約に基づいて喪失若しくは放棄されていないものに限る)もの出願日

「出願日」は、特許の新規出願に関して、第26条(1)(a)、(b)又は(c)にいう条件を満たす書類の登録局への提出によって出願が提起された日をいう。

(2) 本規則において、別段の表示がされている場合を除き、次のとおりとする。

(a) 条とは、特許令の当該条をいい、

(b) 規則とは、本規則の当該規則をいい、

(c) 附則とは、本規則の附則をいい、

(d) 様式又は他の書類とは、登録局への提出をいう。

(3) 第2条の適用上所定の審査官は、オーストリア特許庁、デンマーク特許商標庁及びハンガリー特許庁とする。

### 規則3 手数料

(1) 命令又は本規則に基づいて生じる事項に関して納付すべき手数料は、第1附則に所定のものとする。

(2) 次の場合、即ち

(a) 本規則に他の規定がある、又は

(b) 登録官が別段の許可若しくは指示をする場合を除き、

手数料が何らかの事項に関して第1附則に規定されている場合は、手数料は事項に対応する様式の提出と同時に納付しなければならない。

### 規則4 様式

(1) 登録官は、次を公報に公告する。

- (a) 次に関する目的に使用する様式
    - (i) 特許の出願又は付与
    - (ii) 令若しくは本規則に基づく登録官における手続，又は
    - (iii) 令若しくは本規則に基づく他の事項
  - (b) 様式の使用に関する登録官の指示
  - (c) 前記様式若しくは指示の補正若しくは変更
- (2) 様式は，意図した場合以外の場合の使用のために登録官の指示により変更することができる。
- (3) 番号を付した様式への本規則における言及は，次のとおりである対応番号を付した様式の現行版への言及と解釈する。
- (a) 第2附則に説明され，
  - (b) 公報に公告されている。

## 規則5 費用

登録官は，次に関する費用について命令することができる。

- (a) 第3附則第1部第2欄に掲載する事項の何れか，及び
- (b) 令又は本規則に基づく手続に関する者の経費及び手当

## 規則6 訴訟費用の算定

(1) 登録官が，登録官手続の当事者に有利に費用命令を出し，その当事者が当事者間費用を登録官により算定されることを望む場合は，当該当事者は，費用命令日から1月以内に次のとおりとしなければならない。

- (a) 費用請求書の写しの提出によって算定されるべき費用を申請し，
- (b) それと同時に，算定手続において聴聞を受ける権原がある相手方のすべての者に費用請求書の写しを送付する。

(2) すべての費用請求書には，次を2つの部に分けて記載しなければならない。

- (a) 訴訟においてなされた作業，及び
- (b) 訴訟においてなされた出費

(3) (2)に基づいて請求された費用は，各項目について請求された額を記載しなければならない。

(4) 費用請求書は，時系列に年月日を付し，訴訟におけるすべての関連事件を記載しなければならない。

(5) 記載された事件の何れかについて費用が既に裁定されている場合は，その事実と裁定額が表示されなければならない。

(6) 費用請求書の写しが(1)によって送達された当事者が請求書を争いたい場合は，請求書写しの受領後14日以内に(7)に従ってその写しに目印を付け，その目印を正規に付した写しを登録官と算定を請求する当事者双方に送付しなければならない。

(7) 費用請求書の写しが送達された当事者は，当該項目について請求された費用に同意する場合は「同意」の語を，同意しない場合は「同意しない」の語を各項目に対して右側余白に書き入れることによって，その写しへの目印を実施しなければならない。

(8) (6)にいう期間の満了後，登録官は，算定手続において聴聞を受ける権原がある当事者

に算定に指定された日時の通知書を与えなければならない。

#### **規則7 算定手続**

- (1) 登録官における算定手続において聴聞を受ける権原がある当事者が、算定に指定された日時に出頭しない場合は、登録官は算定を遂行することができる。
- (2) 登録官は、そうすることが必要と考える場合は、手続を随時延期することができる。
- (3) 第3附則における費用表に関する規定は、算定手続に適用される。
- (4) 請求書が算定されたとき、登録官は算定費用額の証明書の作成を遂行する。
- (5) 登録官手続において裁定された費用は、当事者が負担した経費を当事者に補償することを意図しない。

#### **規則8 国際博覧会**

- (1) 発明を構成する事項の開示が第14条(4)(c)に従って無視されることを望む特許出願人は、その発明が国際博覧会で展示された旨を、特許出願と同日内に、登録官に書面で知らせなければならない。
- (2) 出願人は、発明が実際にそこで披露された旨を陳述する博覧会当局発行の証明書を、出願後4月以内に、提出しなければならない。
- (3) 証明書には、博覧会の初日及び、発明の最初の開示が初日に行われなかった場合は、最初の開示日も陳述しなければならない。
- (4) 証明書には、当局によって正規に認証された発明の特定を添えなければならない。
- (5) 第2条(2)の適用上、陳述書にいう博覧会が第2条(1)の国際博覧会の定義に該当する旨の陳述書を公報に公告することができる。
- (6) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合に、本条規則の適用は規則92(5)に従うものとする。

#### **規則9 第17条(2)の適用上の優先権宣言**

- (1) (2)に従うことを条件として、特許出願(本条規則及び規則10及び11において問題の出願という)において又は当該出願との関連でなされる第17条(2)の適用上の宣言は、問題の出願の出願時になされなければならない。
- (2) 次の場合は、第17条(2)の適用上の宣言は、出願日後にすることができる。
  - (a) その宣言をすれば次のことが起きる。
    - (i) 宣言された優先日が先になかったにも拘らず、問題の出願が宣言された優先日を有すること、又は
    - (ii) 問題の出願の宣言された優先日が、先の日に繰り上げられること。
  - (b) その宣言が次の日から16月以内になされる。
    - (i) (a)(i)が該当する場合、宣言された優先日、又は
    - (ii) (a)(ii)が該当する場合に、先の日
  - (c) その宣言が特許様式62でなされる。
  - (d) 所定の手数料が納付されている。また
  - (e) (4)にいう条件が満たされている。
- (3) 第17条(2)の適用上の宣言における誤りを訂正する登録官への請求が認められれば、宣

言された優先日が相異なる日に変更されることになる場合は、請求は認められない。ただし、請求が次の場合を除く。

- (a) 請求が、変更された宣言された優先日から16月以内になされる。
- (b) 請求が、様式62でなされる。
- (c) 所定の手数料が納付されている。かつ
- (d) (4)にいう条件が満たされている。
- (4) (2)(e)及び(3)(d)の適用上、条件は次のとおりとする。
  - (a) 第27条の適用上所定の期間に問題の出願を公告するために第27条(2)に基づく請求を出願人がしていない。又は
  - (b) 前記の請求が取下されている。
- (5) (6)に従うことを条件として、第17条(2)の適用上の宣言は、各優先出願に関して 次を明記しなければならない。
  - (a) 優先出願の出願日及び
  - (b) 優先出願がなされた国
- (6) 問題の出願が国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合は、次が特許協力条約規則4.10(a)及び(b)を守って表示されている場合、(5)は優先出願に関して適用されない。
  - (a) 優先出願の出願日及び
  - (b) 優先出願がなされた国
- (7) 第26条(11)が適用される場合、第17条(2)の適用上の宣言は、先の出願に関しても 宣言がなされていない場合は、第26条(11)にいう新規出願に関して してはならない。
- (8) 本条規則及び規則10及び11において、次のとおりとする。
  - 「優先出願」とは、第17条(2)の適用上宣言に特定された先の関係出願をいう。
  - 「関係出願」とは、第17条(9)におけるものと同じ意味を有する。

#### **規則10 第17条(4)に基づく遅い宣言をする許可の登録官に対する請求**

- (1) 第17条(3)(b)の適用上所定の期間は、2月とする。
- (2) 第17条(6)(a)の適用上、第17条(4)に基づく請求は、次のとおりとする。
  - (a) 規則92(4)に従うことを条件として、第17条(3)(b)にいう期間の終期の前にする。
  - (b) 特許様式62とする。
  - (c) 所定の手数料が納付された場合に限りなされる。
  - (d) 出願人が第17条(3)(a)にいう期間以内に問題の出願をしなかった場合は、当該期間以内に問題の出願をしなかった理由を陳述する。かつ、
  - (e) 次の場合に限りなされる。
    - (i) 請求が、国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に関する。
    - (ii) 請求が国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に関さない場合は、(3)にいう条件が満たされている。
- (3) (2)(e)(ii)の適用上、条件は次のとおりである。
  - (a) 出願人が第27条の適用上所定の期間に問題の出願を公告する第27条(2)に基づく請求をしていない。
  - (b) 前記の請求が取下されている。
- (4) 第17条(4)に基づく請求を付与するための第17条(6)にいう各該当条件が満たされて

いると登録官が決定する場合は、登録官は請求を認め相応に出願人に通知する。

(5) 第17条(4)に基づく請求を付与するための第17条(6)(b)にいう条件が満たされていない場合は、登録官は、登録官が請求を拒絶する意図であることを出願人に通知する。ただし、次の場合は別とする。

(a) 第17条(3)(a)にいう期間以内に問題の出願を出願人ができなかったことが次のとおりであったことを通知日後2月以内に登録官に納得させる所見が出されているか又は証拠が出されている。

(i) 状況により必要とされる当然の注意を払ったにも拘らず生じた。

(ii) 故意によるものではなかった。

(b) 登録官が、出された所見又は証拠に納得している。

(6) (5)が適用される場合、登録官は次の場合は第17条(3)に基づく請求を拒絶し、出願人に相応に通知する。

(a) 登録官の通知日後2月以内に出願人が所見を出さず証拠も出していない、又は

(b) 出された所見又は証拠のすべてに関して、第17条(3)(a)にいう期間以内に問題の出願を出願人がしなかったことが、次のとおり生じたことに登録官が納得していない。

(i) 状況により必要とされる当然の注意を払ったにも拘らず生じた。又は

(ii) 故意でなかった。

#### **規則11 第17条(2)に基づく宣言を裏付けるための出願又はファイル番号及び優先権書類の提供**

(1) (3)に従うことを条件として、出願人は、宣言された優先日後16月の期間の終期前に、各優先出願の出願又はファイル番号を登録局に提供しなければならない。

(2) (3)に従うことを条件として、出願人が優先出願に関して(1)の規定を守らない場合は、第17条(2)の適用上の宣言は、当該優先出願に関する限り無視されなければならない。

(3) 問題の出願が国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合は、(1)及び(2)は、出願又はファイル番号が特許協力条約に基づく規則の規則4.10(a)に則して表示された優先出願に関して適用されない。

(4) 登録官が、出願人又は所有者(場合により)に送付する通知書によって、優先出願に関して、次のとおりである、即ち

(a) 提出された当局によって正規に認証された、又は

(b) 別途登録局に受理可能である

当該優先出願の写しを登録局に提供することをその者に求める場合は、出願人又は所有者(場合により)は、通知日後2月以内に次のとおりとしなければならない。

(i) 登録官の要件を守る、又は

(ii) 当該優先出願の写しが登録局に保管されている場合は、登録官の要件を守る代わりに、次を提出する。

(A) 当該優先出願の写しが作成されることの請求書、及び

(B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31

(5) 出願人又は所有者(場合により)が、優先出願に関して(4)を守らない場合は、第17条(2)の適用上の宣言は、当該優先出願に関する限り無視しなければならない。

## 規則12 優先権書類 の翻訳文

- (1) 次の場合、即ち
    - (a) 優先出願の写しが規則11(4)に基づいて提供され、
    - (b) 当該優先出願が英語以外の言語であり、
    - (c) 優先権主張の有効性が、当該発明が特許性があるか否かの決定に関連しており、
    - (d) 登録官が、出願人又は所有者(場合により)への通知書によって当該優先出願の英語翻訳文を登録局に提供することをその者に求める。
- 以上の場合には、出願人又は所有者(場合により)は、通知日後2月以内に次のとおりとしなければならない。
- (i) 次の双方を同時に登録局に提供する。
    - (A) 当該優先出願の英語翻訳文
    - (B) 次の確認書類 の写し
      - (BA) 登録官の要件に従ってなされており、
      - (BB) 翻訳文 が当該優先出願の原文に対応する旨を確認する。
  - (ii) 当該優先出願の英語翻訳文が登録官の請求に応じる代わりとして登録局に保管されている場合は、次を提出する。
    - (A) 翻訳文の写しが作成されることの請求書、及び
    - (B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31
- (2) 登録官は、確認書類の原本を通知書に特定する期間内に登録局に提出すること又は登録官に送付することを通知書によって求めることができる。
  - (3) 出願人又は所有者(場合により)が、次を守らない場合は、
    - (a) 優先出願に関する(1)、又は
    - (b) 優先出願に関する確認書類 に関して (2)に基づく登録官の要件

## 特許を出願し取得する権利

### 規則13 第20条(1)(a)に基づく付託

(1) 第20条(1)(a)に基づく付託は、特許様式2で行い、その写し並びに問題の性質、付託をなす者が依拠する事実及び命令その他本人が求める救済を十分に記載する陳述書を添えなければならない。

(2) 登録官は、付託と陳述書の写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 発明に特許を付与される権原があると付託において主張されている者((1)にいう者を除く)

(b) 特許出願に対して又はそれに基づいて権利を有するとして登録簿に掲載されている者(付託の当事者でない)

(c) 特許の出願人である者又は関連取引、証書又は事件を登録官に通知した者(付託の当事者でない)

(d) 特許出願又は第24条(2)に基づいて提出された陳述書に発明の発明者又は共同発明者である又はあるものと信じられるものとして特定されている者すべて

(3) (2)に基づく付託及び陳述書の写しを転送された者が命令の発令又は求められた救済の付与に異議申立することを望む場合、本人(「異議申立人」)は、前記の写しを転送する登録官の書簡の日付から2月以内に、異議申立の理由を十分に記載する特許様式3の意見書を提出しなければならない。登録官は、付託をなす者並びに付託及び陳述書の写しの受領者であって意見書の当事者でない者に意見書の写しを送付しなければならない。

(4) 付託をなす者又は前記の受領者は、意見書の写しを転送する登録官の書簡の日付から2月以内に、本人の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、その証拠の写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 何れの場合にも、異議申立人に、及び

(b) 前記の受領者によって提出された証拠の場合に、付託をなす者に。

(5) 前記の証拠の写しを転送する登録官の書簡の日付から2月以内に、又は当該証拠が提出されない場合には当該証拠の写しを提出することができた筈の期間の満了後2月以内に、異議申立人は、本人の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、そのように提出された証拠の写しを付託をなす者及びその受領者へ送付しなければならない。当該付託者又は何れかの受領者は、異議申立人の証拠の写しの受領日後2月以内に、厳密に応答する事項に限定された更なる証拠を提出することができ、その写しを(4)(a)及び(b)の者へ送付しなければならない。

(6) この上更なる証拠は、登録官の許可又は指示がある場合を除き、提出することができない。

(7) その後の手続に関連しては、登録官が適切と考える指示を出すことができる。

### 規則14 第20条(1)(b)に基づく共同所有者による付託

(1) 第20条(1)(b)に基づく付託は、特許様式2で行い、その写し並びに問題の性質、付託をなす共同所有者が依拠する事実及び本人が求める命令を十分に記載する陳述書を添えなければならない。

(2) 登録官は、付託と陳述書の写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 付託の当事者でなく、また、求められる命令の発令に対する同意を書面で表示していな

い各共同所有者

(b) 特許出願に対する又はそれに基づく権利が移転又は授与されるべき旨を申し立てている者

(c) 特許出願に対して又はそれに基づいて権利を有するとして登録簿に掲載されている者(付託の当事者でない)

(d) 関連取引、証書又は事件の通知を登録官にした者(付託の当事者でない)、及び、

(e) 特許出願又は第24条(2)において発明の発明者又は共同発明者であるものとして特定されているすべての者

(3) 付託及び陳述書の写しを受領した者であって求められた命令に異議申立することを望む者は、付託及び陳述書の写しを転送する登録官の書簡の日付から2月以内に、異議申立の理由を十分に記載する特許様式3の意見書を提出することができる。

(4) 登録官は、該当する場合、意見書の写しを次の者へ送付する。

(a) 付託の当事者である各共同所有者、及び

(b) (2)に従って付託及び陳述書の写しを送付された者

(5) 意見書の写しを受領する者は、その写しを転送する登録官の書簡の日付から2月以内に、当人の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、そのように提出された証拠の写しを付託をする共同所有者及び意見書を提出した各人に送付しなければならない。

(6) (5)に基づいて提出された証拠の写しを受領する権原がある者は、当該証拠の写しの受領日後2月以内に、又は、当該証拠が提出されない場合は、それが提出することができた筈の期間の満了後2月以内に、自己の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、そのように提出された証拠の写しを(4)に一覧の各相手当事者に送付しなければならない。

(7) (6)に基づいて提出された証拠の写しを受領した者は、当該証拠の写しの受領日後2月以内に、厳密に応答する事項に限定された更なる証拠を提出することができ、該当する場合、そのように提出された証拠の写しを(4)に一覧の当事者に送付しなければならない。

(8) この上更なる証拠は、登録官の許可又は指示がある場合を除き、何れの当事者も提出することができない。

(9) その後の手続に関しては、登録官が適切と考える指示を出すことができる。

#### **規則15 第20条に基づく命令**

(1) 何れも原出願人でない1又は複数の者の名義で出願手続が進められるべき旨の命令が第20条に基づいてなされた場合、登録官は、自己が気づいている原出願人及びライセンシーに命令の発出を通知しなければならない。

(2) 規則(1)に基づいて通知を受けた者は、登録官から受領した通知日後2月以内に第23条(3)に基づく請求をすることができる。

#### **規則16 第20条(3)に基づく新規出願の所定期間**

第20条(3)の適用上の所定の期間は、同項に基づいてなされた命令に審判請求するための期間が審判請求が提起されることなく満了する日、又は審判請求が提起された場合は、それが最終的に処理される日から3月とする。

#### **規則17 第20条(5)に基づく許可**

- (1) 第20条(2)(d)又は(4)に基づいて指示がなされた者の代理で何事かをする許可を求める第20条(5)に基づく申請は、特許様式4でなされなければならない、その写し及び出願人が依拠するすべての事実及び求める許可の性質を十分に記載する陳述書を添えなければならない。
- (2) 登録官は、指示を守ることができなかつたと申し立てられる者に申請と陳述書の写しを送付しなければならない。
- (3) 登録官は、その後の手順について当人が適切と考える指示を与えることができる。

#### **規則18 第22条に基づく共同出願人による請求**

- (1) 共同出願人による第22条に基づく請求は、特許様式5でなされなければならない、その写し及び出願人が依拠するすべての事実及び求める指示を十分に記載する陳述書を添えなければならない。
- (2) 登録官は、請求及び陳述書の写しを他の共同出願人各々に送付し、各共同出願人は、請求に異議申立たい場合は、当該写しを転送する登録官の書簡の日後2月以内に、当人の異議申立の理由を十分に記載する意見書を特許様式3で提出しなければならない、登録官は、意見書の写しを請求をする者及び意見書の当事者でない他の共同出願人の各々に送付しなければならない。
- (3) 登録官は、その後の手続に関して適切と考える指示を出すことができる。

#### **規則19 第23条に基づく登録官への付託**

- (1) 第23条(3)にいう命令の発出後に何れかの者がライセンスを付与される権原があるか否か又はライセンスの期間若しくは条件が合理的であるか否かについての問題が第23条(5)に基づいて登録官に付託される場合、当該付託は、特許様式6でなされなければならない、その写し及び付託をなす者が依拠する事実及び当人が受けるか又は付与する準備のあるライセンス条件を十分に記載する陳述書を添えなければならない。
- (2) 登録官は、付託の写し及び陳述書をその者の名義で出願手続が進められる各人へ、又は場合により、ライセンスの付与を受ける権原があると主張する各人へ(何れの場合も付託をする者でない者へ)送付しなければならない、何れを受領者も当該期間及び条件でライセンスを付与又は受理することに同意しない場合は、当該写しを転送する登録官の書簡の日付から2月以内に、当人の異議申立の理由を十分に記載する特許様式3で意見書を提出しなければならない、登録官は意見書の写しを付託する者へ送付しなければならない。
- (3) 登録官は、その後の手順について当人が適切と考える指示を与えることができる。

## 発明者

### 規則20 発明者の表示

(1) 次のとおり申し立てる者による第24条(1)又は(3)に基づく登録官への申請は、特許様式7でなされなければならない。依拠する事実を十分に記載する陳述書を添えなければならない。

(a) 当人が、発明について付与された特許又は公告された特許出願に対して、発明の発明者又は共同発明者として表示されるべきであった。又は

(b) 発明について付与された特許又は公告された特許出願に対して単独又は共同発明者として表示された者が、そのように表示されるべきでなかった。

(2) 登録官は、前記の申請及び陳述書の写しを次の者に送付しなければならない。

(a) 特許の所有者又は出願人として登録されている各人(第24条に基づく出願人本人)

(b) 特許出願又は第24条(2)(a)に基づいて提出された陳述書に発明の発明者又は共同発明者である又はそのように信じられるものとして特定された各人

(c) 申請によってその利益が影響を受けると登録官がみなす他の各人

(3) 前記の申請及び陳述書の写しの受領者で申請に異議申立たい者は、当人へ当該写しを転送する登録官の書簡の日付後2月以内に、当人の異議申立の理由を十分に記載する特許様式3で意見書を提出しなければならない。登録官は、意見書の写しを意見書の当事者を除き本条規則に述べる者の各人へ送付しなければならない。

(4) 登録官は、その後の手順について当人が適切と考える指示を与えることができる。

(5) 第24条(1)の適用上所定の書類は、補遺又は訂正紙とする。

### 規則21 出願人が発明者又は単独発明でない場合の手続

規則32並びに規則92(9)及び(10)に従うことを条件として、第24条(2)の適用上所定の期間は、次のとおりとする。

(a) 宣言された優先日がない場合、特許出願日後16月、又は

(b) 宣言された優先日がある場合、宣言された優先日後16月

(2) 第24条(2)に基づいて提出する陳述書は、特許様式8とする。

(3) 次の場合、登録官は、出願人の1でない各発明者に(1)に基づいて提出された特許様式8の写しを送付しなければならない。

(a) 出願人が単独発明者でない。又は

(b) 出願人が発明の共同発明者でなく、出願が第17条(9)(b)に定義された先の関係出願に関する宣言された優先日を含まない。

(4) 出願が国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合、(1)の要件は、特許協力条約の規則4.1(a)(iv)及び4.6の規定が守られている場合は、守られたものとみなされる。

## 特許出願

### 規則22 特許付与の出願

- (1) 特許付与の願書は、特許様式1とする。
- (2) 出願によって特許を求める旨の表示を含む書類が特許様式1又は出願手数料なく提出された場合、書類提出日後1月以内に登録局へ様式を提出し手数料を納付しなければならない。
- (3) 第25条に基づく特許出願に含まれる明細書は、発明の名称を陳述し、説明及びクレーム及び図面(あれば)をその順で続けなければならない。
- (4) 願書、明細書及び要約に掲載する名称は、短く、正確に発明に係る事項を表示しなければならない。
- (5) 説明は、願書に掲載する発明の名称を最初に陳述し、次のとおりとする。
  - (a) 発明に係る技術分野を特定する。
  - (b) 発明の理解、調査及び審査に役立つとみなされる背景技術を出願人が知る範囲で表示する。
  - (c) クレームされた発明を技術問題(そのように明示されていなくとも)及びその解決策が理解できるような用語で開示し、背景技術との参照で発明の有利な効果(あれば)を陳述する。
  - (d) 図面の数字(あれば)を簡潔に説明する。
  - (e) 適切な場合は例示し、図面(あれば)に言及して、クレームされた発明を実施する少なくとも1の方法を示し、
  - (f) 説明又発明の性質から明らかでない場合は、発明が産業上の利用が可能であることの第13条(1)(c)の条件を満たす方法を明白に表示する。
- (6) クレームの数は、クレームされた発明の性質を考慮して合理的でなければならず、複数のクレームがある場合は、アラビア数字で連番を付さなければならない。
- (7) 保護が求められる事項のクレームにおける定義は、構造的、機能的又は数学的用語で表現することができる発明の技術的特徴の用語としなければならない。
- (8) クレームは、次のとおり記載されなければならない。
  - (a) 2部に分ける。第1部は、クレームされた主題の定義に関して必要であり、かつ組み合わせて先行技術の一部と見える技術的特徴を表示する陳述で構成し、第2部は、「ことに特徴がある」、「によって特徴づけられる」、「そこに改善が構成される」又は同趣旨の他の語句で始まり、第1部の述べる特徴との組合せで、保護が求められるられている事項を定義する技術的特徴を簡潔に述べる陳述を続ける。
  - (b) 保護が求められるられている事項を定義する複数の要素又は手段の組合せ若しくは単一の要素又は手段の引用を含む単一の陳述書とする。
- (9) クレームは、発明の技術的特徴に関して、説明又は図面への言及に依拠してはならない。ただし、そのような言及がクレームの理解に必要であるか又はクレームの明瞭さ若しくは簡潔さを増進する場合を除く。
- (10) 次の場合、登録官はその事項の英語翻訳文を求める旨出願人に通知する。
  - (a) 特許出願を提起するために登録局へ提出された書類が、次のとおりの何事かを含む。
    - (i) 特許を求める発明の説明であるか又はそのように見え、
    - (ii) 英語以外の言語であり
  - (b) 出願人が当該事項の英語翻訳文を提出していない。

(11) 出願人が(10)に基づいて通知を受けた場合、通知日後2月以内に当該事項の英語翻訳文を提出しなければならない。

(12) 出願人が(11)を守ることができない場合、登録官は特許出願を拒絶する。

### 規則23 微生物

微生物の使用をその実施のために必要とする発明に係る一定の特許出願及び付与された特許に関して、第4附則が効力を有する。

### 規則24 図面

(1) 第25条に基づく特許出願の一部を形成する図面は、A4サイズ(29.7cm x 21cm)の用紙とする。

(2) 用紙は、使用可能な又は使用された紙面の周りに枠を含まないものとする。

(3) 最少余白は、次のとおりとする。

(a) 上部2.5cm

(b) 左側2.5cm

(c) 右側1.5cm

(d) 下部1.0cm

(4) 余白は、提出時に完全に空白でなければならない。

(5) 図面は、次のとおり作成する。

(a) 色彩を施さず、耐久性を有し、黒色、十分な濃さの暗色とし、統一された太さで十分に明確な線を引き、納得できる複製が可能なもの。

(b) 切断面は、参照符号及び導線の読み取りを妨げない斜めの陰影線で表示する。

(c) 図面の縮尺及び図形表示の識別性は、サイズの3分の2への線縮小による写真複製によってすべての詳細が容易に識別できるようなものでなければならない。例外的に縮尺が図面に表示される場合は、図示しなければならない。

(d) 図面に示すすべての数字、文字及び引用線は、簡潔明瞭なものとし、括弧、円及び逆コンマは数字及び文字とともに使用しないものとする。

(e) 各図形の各要素は、図形の他の要素に対して適当な比率でなければならないが、図形の明瞭さのために相異なる比率が不可欠の場合は除く。

(f) 数字及び文字は、縦0.32cm以上とし、図面の文字はローマ字とし、習慣の場合はギリシャ文字も使用する。

(g) 図面の同一用紙に複数の図形を含むことができる。2又はそれ以上の用紙に描かれた図形が1の完全な図形を形成することを意図する場合は、複数の用紙の図形は、部分的図形の如何なる部分をも隠すことなく完全な図形を組み合わせることができるよう配置しなければならない。相異なる図形は、空間を無駄にすることなく相互に明瞭に分けて配置し、用紙番号から独立させてアラビア数字で連続的に番号を付すものとする。

(h) 説明又はクレームに記載のない参照符号は図面に示してはならず、逆もまた該当する。

(i) 図面は、本文事項を含まないものとする。ただし、図面の理解のために必要な場合は、「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「断面AA」などの単語又は数語、並びに電気回路及びブロック図又は工程図の場合には、数語の短い見出し語はその限りでない。また、

(j) 図面用紙は、規則26(14)及び(15)に従って番号を付さなければならない。

(6) 工程表及び図は、本規則の適用上図面とみなす。

## 規則25 要約

(1) 要約は、発明の名称で始める。

(2) 要約は、明細書に含まれる開示の簡潔な要旨を含むものとする。

(3) 要旨は、発明が属する技術分野を表示しなければならず、発明が関係する技術問題、発明を通しての当該問題の解決の要点、及び発明の主たる用途の明瞭な理解を可能にする方法で書かれなければならない。

(4) 該当する場合、要約は、明細書に含まれる化学式の中で最適に発明を特徴づける化学式も含むものとするが、発明の申し立てられた長所又は価値に関する又は思惑的適用に関する陳述を含まないものとする。

(5) 要約は、開示が許す限り簡潔なものとし、通例150語を超える語を含まないものとする。

(6) 明細書が図面を含む場合は、出願人は、公告される時に要約に添えるべきと本人が示唆する図面の図形又は例外的に複数の図形を要約に表示するものとする。

(7) 登録官は、1又はそれ以上の図形が発明をよりよく特徴づけるとみなす場合は、それらを公告することを決定することができる。

(8) 要約に記載され図面によって図示された各主要特徴は、当該図面に使用された参照符号を付すものとする。

(9) 要約は、特定の技術分野でのサーチのために、特に明細書本体を参照する必要があるか否かの評価を可能にすることによって、有効な文書を構成するように作成するものとする。

## 規則26 書類のサイズ及び提示

(1) 本条規則は、登録局に提出する特許出願を構成する（図面を含む）すべての書類(その代替物を含む)に適用される。

(2) (1)のすべての書類は、英語とする。

(3) 別段の規定がない限り、明細書(その中の図面を含め)、要約及びその代替紙は、一枚紙とする。

(4) (1)のすべての書類は、写真、静電又は電子的方法、スキャニング、オフセット写真及びマイクロフィルムで直接の複写が無制限数の写しで可能なように提出しなければならない。

(5) すべての用紙は、ひび、皺及び折れ目のないものでなければならない。

(6) 用紙は、片面のみを使用する。

(7) (1)のすべての書類は、A4サイズ(29.7cm x 21cm)とし、可撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、また耐久性のある紙としなければならない。

(8) 各用紙(図面以外)は、短辺を上下に(縦に)使用する。

(9) 特許付与の願書、説明、クレーム、図面及び要約は、夫々新たな用紙で始めなければならない。

(10) 用紙は、参照時に容易にめくることができ、容易に分けることができ、また分けたものを再度合わせるように綴じなければならない。

(11) 説明、クレーム及び要約を含む用紙の最少余白は、次のとおりとする。

(a) 上部:2.0cm

(b) 左側:2.5cm

- (c) 右側:2.0cm  
(d) 下部:2.0cm
- (12) 提出時の出願を構成する書類及びその代替書類の余白は、完全に白紙でなければならない。
- (13) 出願において、図面以外の場合、次のとおりとする。
- (a) 願書のすべての用紙は、提出時、連番を付し、  
(b) 他のすべての用紙は、提出時、別個の一連として連番を付すものとし、それらすべての番号は、用紙の上部又は下部の中央に、ただし、上部又は下部の余白でなく、アラビア数字としなければならない。
- (14) 出願に含まれるすべての図面用紙は、別個の一連として連番を付さなければならない。
- (15) 前記の番号付けは用紙の上部又は下部の中央に、ただし、上部又は下部の余白でなく、付されるアラビア数字とする。
- (16) (1)の書類はすべて(図面以外)は、少なくとも11/2の行間で暗色の消せない色彩で、かつ大文字が縦0.21cmの文字でタイプ又は印刷しなければならない。ただし、図式記号及び文字並びに化学式及び数式は、暗色の消せない色彩で書く又は描くことができる。
- (17) 特許付与の願書、説明、クレーム及び要約は、図面を含まないものとする。
- (18) 説明、クレーム及び要約は、化学式又は数式を含むことができる。
- (19) 説明及び要約は、表を含むことができる。
- (20) クレームは、主題が表の使用が望まれるとする場合に限り、表を含むことができる。
- (21) (1)のすべての書類において、重量及び寸法の単位は、メートル法用語で表現するものとする。
- (22) 別の制度が使用される場合も、重量及び寸法の単位は、メートル法でも表示するものとする。
- (23) 温度は、摂氏で表示する。
- (24) 他の物理的価値については、国際慣行で認められた単位が使用されるものとし、数式については一般に使用される記号、化学式には一般に使用される記号、原子量及び分子式が採用されなければならない。
- (25) 一般的に、問題の分野で一般的に受け入れられている技術用語、符号及び記号が使用されるものとする。
- (26) 明細書で式又は記号が使用される場合、登録官が指示するならば、図面と同じ方法で作成されたその写しが提供されなければならない。
- (27) 用語及び符号は出願を通じて統一されたものでなければならない。
- (28) (1)のすべての書類は、合理的な範囲で削除及び他の変更、上書き及び行間記入のないものとしなければならない、何れにしても読み取りできるものでなければならない。
- (29) 内容の真正性に問題がなく良好な複製の要件が害されない場合は、本規則の不順守が登録官によって許可されることができる。

## 規則27 陳述書、答弁書及び証拠の様式

規則26(4)から(8)までは、必要な変更を加え提出された陳述書、答弁書又は証拠に適用される。ただし、登録官が別段の指示をする場合を除く。

## 規則28 発明の単一性

(1) 第25条(5)(d)に拘らず、2又はそれ以上の発明がクレーム(別個のクレームか又は単一クレームの中の選択肢かを問わず)される場合は、同一又は対応する特別の技術的特徴の1又は複数を含む当該発明の間に技術的關係がある場合に限り、当該発明は、単一の進歩性を構成するように繋がっているものとみなされる。

(2) 本条規則において、「特別の技術的特徴」とは、クレームされた発明の各々が、一体とみなされて、先行技術に対してなす寄与を定義する技術的特徴をいう。

## 規則29 第26条に基づいて規定される一定の事項

(1) 第26条(1)(c)(ii)の適用上所定の先の関係出願に関する情報は、次のとおりとする。

(a) 先の関係出願の出願日、及び

(b) 先の関係出願がなされた国

(2) 第26条(3)(b)の適用上所定の期間は、第26条(3)(a)に基づく登録官の通知日から2月とする。

(3) 第26条(7)の適用上所定の期間は、次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として、特許出願日から3月、又は

(b) 新規出願が第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)に基づいて提出された場合は、出願日から3月。

(4) 第26条(7)(c)の適用上所定の書類は、次のとおりとする。

(a) 次の何れか

(i) 第26条(1)(c)(ii)(c)にいう先の関係出願であつて次のもの。

(A) 提出した当局によって正規に認証されたもの。

(B) それ以外に登録官が受理できるもの。

(ii) 当該先の出願の写しが登録局で保管されている場合は、

(A) 当該関係出願の写しが作成されることの請求、及び

(B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31

(b) 第26条(1)(c)(ii)(c)にいう先の関係出願が英語以外である場合は、次の何れか

(i) 当該先の関係出願の英語翻訳文

(ii) 当該先の関係出願の英語翻訳文が登録局に保管されている場合は、

(A) 翻訳文の写しが作成されることの請求、及び

(B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31、及び

(c) 特許様式61

(5) 第26条(12)(a)の適用上所定の期間は、次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として

(i) 宣言された優先日がない場合、特許出願日から12月

(ii) 宣言された優先日がある場合、次の期間の中、後に満了する日

(A) 宣言された優先日から12月、又は

(B) 出願日から2月、又は

(b) 第20条(3)、第26条(11)、又は第48条(4)に基づいて新規出願がなされた場合は、出願日から2月

### 規則30 欠落部分

- (1) 第26条(8)の適用上所定の期間は、次のとおりとする。
  - (a) 出願人が第26条(8)(b)(i)に基づく請求をする場合、
    - (i) (ii)に従うことを条件として、特許出願日から3月、若しくは
    - (ii) 第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)に基づいて新規出願がなされた場合、出願日から3月、又は
  - (b) 出願人が第26条(9)(b)(i)に基づいて請求をしない場合、特許付与手数料の納付前の何れかの時
- (2) 第26条(8)の適用上、出願人が第26条(9)(b)(i)に基づいて請求する場合、特許出願の欠落部分は特許様式61で提出するものとする。
- (3) 出願人は、登録官に通知書を提出することによってのみ欠落部分を取下することができる。
- (4) 第26条(9)の適用上所定の期間は、次のとおりとする。
  - (a) (b)に従うことを条件として、特許出願の出願日から3月、若しくは
  - (b) 第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)に基づいて新規出願がなされた場合、出願日から3月
- (5) 第26条(9)(b)(i)に基づいて請求は、次のとおりとする。
  - (a) 出願人が、第26条(8)に基づいて出願の欠落部分を提出する時にする。
  - (b) 次を添える。
    - (i) 第26条(9)(b)(ii)に基づく陳述書
    - (ii) 第26条(9)(b)(iii)に基づく情報、及び
    - (iii) 第26条(9)(b)(iv)に基づく書類、かつ
  - (c) 第26条(9)に基づく要件が守られない場合は、なされなかったものとみなされる。
- (6) 第26条(9)(b)(iii)の適用上所定の先の関係出願に関する情報は、次のとおりとする。
  - (a) 先の関係出願の出願日
  - (b) 先の関係出願の出願又はファイル番号、及び
  - (c) 先の関係出願がなされた国
- (7) 第26条(9)(b)(iv)の適用上所定の書類は、次のとおりとする。
  - (a) 次の何れか
    - (i) 次のとおりである第26条(9)(a)の先の関係出願の写し
      - (A) 出願された当局によって正規に認証されている、又は
      - (B) それ以外に登録官が受理することができるもの
    - (ii) 当該先の関係出願の写しに登録局に保管されている場合
      - (A) 当該先の関係出願の写しを作成されることの請求書、及び
      - (B) 作成された写しを認証するよう登録官に請求する特許様式31、並びに
    - (b) 第26条(9)(a)にいう先の関係出願が英語以外の場合、次の何れか。
      - (i) 当該先の関係出願の英語翻訳文又は特許出願の欠落部分が含まれる当該先の関係出願のすべての部分
      - (ii) 当該先の関係出願の英語翻訳文又は特許出願の欠落部分が含まれる当該先の関係出願のすべての部分が登録局に保管されている場合
        - (A) 翻訳文の写しを作成されることの請求書、及び

(B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31

### 規則31 第26条(11)に基づく新規出願

(1) (2), (3)及び(4)に従うことを条件として、先の出願の出願日を出願日として有するものとして新規出願がみなされることの請求を含む新規特許出願は、第26条(11)に従って次のとおりすることができる。

(a) 出願人が自発的に、又は

(b) 第25条(5)(d)の要件を守るために。

(2) 前記の新規出願は、何れの場合も次のとおりなすものとする。

(a) 先の出願が拒絶される、取下される又は放棄されたものとみなされる前に

(b) 第30条(2)及び(3)のすべての条件が満たされる前に

(3) 可能な場合、先の出願及び新規出願の説明及び図面は、夫々当該出願によって保護を求める事項のみに係るものとする。

(4) 出願が、保護を求める事項を他の出願によって説明することが必要な場合、その出願は当該他の出願への番号による言及を含まなければならない。

### 規則32 新規出願の期間の延長

(a) 規則9(1)に基づく要件は、出願日に守られなければならない。

(b) 規則9(2)(b)にいう期間の満了後、規則9(2)(c)及び(d)に基づく要件が出願日に守られなければならない。

(c) 規則9(3)(a)にいう期間の満了後、規則9(3)(b)及び(c)に基づく要件が出願日に守られなければならない。

(d) 規則10(2)(a)にいう期間の満了後、規則10(2)(b), (c)及び(d)に基づく要件が出願日に守られなければならない。

(e) 規則11(1)にいう期間の満了後、規則11(1)に基づく要件が出願日に守られなければならない。

(f) 規則24(1)にいう期間の満了後、規則21(2)とともに読む規則24(2)に基づく要件が出願日に守られなければならない。

(g) 第4附則1(2)(a)(ii)及び(3)に基づく要件は、それらが適用される場合は、当該附則1(3)に基づいて確認された時又は出願日の何れか後の時以前に守られなければならない。

### 規則33 出願公告

(1) (2), (3)及び(4)に従うことを条件として、特許出願は、宣言された優先日後、又は宣言された優先日がない場合は出願日後、18月の満了後可及的速やかに第27条の適用上公告されなければならない。

(2) 新規出願が(場合により)第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)に基づいてなされた場合は、第27条の適用上所定の期間は、先の出願の宣言された優先日後、又は優先日がない場合は、先の出願の出願日後、18月とする。

(3) 第27条(2)による出願の早い公告の請求は、特許様式9とするものとする。

(4) 特許出願は、(1)又は(2)に基づいて適用される期間の満了前1月より早く次のとおりの場合は、公告することができない。

- (a) 特許様式10の提出によって取下されている。又は
- (b) 放棄又は拒絶されたものとみなされている。

#### **規則34 公告準備の完了**

登録官は、特許出願の公告準備がいつ完了したものとみなされるかを決定することができる。

## 付与手続

### 規則35 送達宛先

本規則に係る手続に関係するすべての者及びすべての特許所有者は、ブルネイ・ダルサラームにおける送達宛先を提供しなければならず、当該宛先は、当該手続又は特許に関するすべての目的のために手続に係る者又は特許所有者の宛先とみなされる。

### 規則36 方式要件

- (1) 次を命令の適用上の方式要件とする。
  - (a) 規則22(1)及び(4)の要件
  - (b) 規則24(1), (2), (3), (4), (5)((5)(h)に含まれるもの以外), 規則25並びに規則26((19), (20)及び(26)以外)に規定の要件
  - (c) 規則35の要件, 並びに
  - (d) 第25条(3)(c)にいう要約の提出
- (2) 出願が、第82条によって命令に基づく特許出願とみなされる国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合、規則19(1), 規則21, 規則22及び規則23は、特許協力条約に基づく規則の対応規定の要件が満たされた範囲で順守されたものとみなされる。

### 規則37 予備審査

- (1) (本規則本項で問題の出願という)特許出願の予備審査に関して、登録官が第17条(2)の適用上の宣言が問題の出願の出願日の前12月を越える先の関係出願の出願日を特定すると判断する場合は、登録官は、出願人に相応に通知しなければならない。
- (2) 第28条(8)の適用上所定の期間は、次のとおりとする。
  - (a) 出願人が第(28)条(9)(b)(i)に基づく請求をする場合、第28条(7)に基づく登録官の通知日後3月、又は
  - (b) 出願人が第(28)条(9)(b)(i)に基づく請求をしない場合、特許付与手数料の納付前の何れかの時
- (3) 第28条(8)の適用上、出願人が第28条(9)(b)(i)に基づいて請求をする場合、出願から欠落する発明の図面又は説明の部分は、特許様式61で提出するものとする。
- (4) 出願人は、出願から欠落する発明の図面又は説明の部分を登録官に対する書面による届出によってのみ取下することができる。
- (5) 第28条(9)(b)の適用上所定の期間は、第28条(7)に基づく登録官の通知日後3月とする。
- (6) 第28条(9)(b)(i)に基づく請求は、次のとおりとする。
  - (a) 第28条(8)に基づく出願から欠落する発明の図面又は説明の部分を出願人が提出する時にする。
  - (b) 次を添える。
    - (i) 第28条(9)(b)(ii)に基づく陳述書
    - (ii) 第28条(9)(b)(iii)に基づく情報、及び
    - (iii) 第28条(9)(b)(iv)に基づく書類。また
  - (c) 第28条(9)に基づく要件のすべてが守られない限り、なされなかったものとみなされる。
- (7) 第28条(9)(b)(iii)の適用上所定の先の関係出願に関する情報は、次のとおりとする。

- (a) 先の関係出願の出願日
- (b) 先の関係出願の出願又はファイル番号、及び
- (c) 先の関係出願がなされた国
- (8) 第28条(9)(b)(iv)の適用上所定の書類は、次のとおりとする。
  - (a) 次の何れか
    - (i) 第28条(9)(a)にいう先の関係出願の写しであって次のとおりのもの
      - (A) 提出された当局によって正規に認証されている、又は
      - (B) それ以外に登録官にとり受理可能である。
    - (ii) 当該先の関係出願の写しが登録局に保管されている場合、
      - (A) 当該先の関係出願の写しが作成されることの請求、及び
      - (B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31
  - (b) 第28条(9)(a)にいう先の関係出願が英語以外の言語である場合、次の何れか
    - (i) 当該先の関係出願又は特許出願から欠落する発明の図面又は説明の部分が含まれる当該先の関係出願のすべての部分の英語翻訳文
    - (ii) 当該先の関係出願又は特許出願から欠落する発明の図面又は説明の部分が含まれる当該先の関係出願のすべての部分の英語翻訳文が、登録局に保管されている場合、
      - (A) 翻訳文の写しが作成されることの請求、及び
      - (B) 作成された写しを認証することを登録官に請求する特許様式31

#### 規則38 調査報告の請求

第29条(2)(a)に基づく調査報告の要件は、特許様式11とするものとする。

#### 規則39 調査及び審査報告の請求

第29条(2)(b)に基づく調査及び審査報告の請求は、特許様式12とするものとする。

#### 規則40 調査報告の請求提出の期間

- (1) 第29条(2)(a)に所定の期間は、次のとおりとする。
  - (a) 出願が宣言された優先日を含まない場合、出願日後13月、又は
  - (b) 出願が宣言された優先日を含む場合、宣言された優先日後13月
- (2) (1)に拘らず、第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて新規出願がなされる場合は、第29条(2)(a)に所定の期間は、新規出願の実際の出願日後13月とする。

#### 規則41 調査のための最少資料

- (1) 第29条(3)及び(6)の適用上所定の資料(本条規則で最少資料という)は、次のとおり構成される。
  - (a) ブルネイ・ダルサラームによって又はブルネイ・ダルサラームにおいて交付された特許証
  - (b) ブルネイ・ダルサラームで公告された特許出願
  - (c) (3)に規定の国家特許書類、及び
  - (d) 公告された国際(特許協力条約)出願

- (2) 第39条(7)の適用上所定の資料(本条規則で最少資料という)は、次のとおり構成される。
- (a) ブルネイ・ダルサラームにおいて発行又は登録された特許証
  - (b) ブルネイ・ダルサラームで公告された特許
  - (c) (3)に規定の国家特許書類, 及び
  - (d) 公告された国際(特許協力条約)出願
- (3) (4)及び(5)に従うことを条件として, 国家特許書類は, 次のとおりとする。
- (a) オーストラリア, フランス, 旧ドイツ帝国特許庁, 日本, スイス(フランス語及びドイツ語に限る), 連合王国及びアメリカ合衆国によって発行された特許証
  - (b) ドイツ連邦共和国によって発行された特許証
  - (c) (a)及び(b)にいう国において公告された特許出願(あれば)
- (4) 日本の特許書類は, 英語による要約が一般的に利用可能でなく, (1)又は(2)にいう最少資料の一部を構成する必要はない。
- (5) 宣言された優先日前50年以下の日後, 又は宣言された優先日がない場合は調査の対象とされた出願日後に発行された特許証及び公告された特許出願のみが, (1)又は(2)にいう最少資料を構成する必要がある。

#### 規則42 所定の特許庁

第2条(1)及び第29条(2)にいう「対応出願」及び「対応特許」の定義の適用上所定の特許庁は, 次のとおりとする。

- (a) オーストラリア, カナダ(英語でなされたカナダ特許の出願に関して), 日本, ニューゼーランド, 大韓民国, 連合王国及びアメリカ合衆国の特許庁
- (b) 欧州特許庁(英語でなされた欧州特許出願に関して)

#### 規則43 審査報告の請求

(1) 第29条(2)(c)(i), (d)(i)若しくは(e)(i)又は(4)に基づく審査報告の請求は, 特許様式16とするものとする。

(2) 第29条(2)(c)(i), (d)(i)又は(e)(i)に基づく審査報告の請求は, (1)に基づいて求められる様式が次を伴わない限りなされたものとみなされない。

- (a) 第29条(2)(c)(i)に基づく審査報告の請求の場合は, 当該調査報告にいう各書類とともに第29条(2)(c)(i)にいう調査報告の写し
- (b) 第29条(2)(d)(i)に基づく審査報告の請求の場合は, 第29条(2)(d)(i)にいう対応国際出願に関する国際調査報告の写しに当該調査報告にいう各書類の写しを伴うもの
- (c) 第29条(2)(e)(i)に基づく審査報告の請求の場合は, 第29条(2)(e)(i)にいう出願に関する国際調査報告の写しに当該調査報告にいう各書類の写しを伴うもの
- (d) 第29条(2)(c)(i)に言及された調査報告又は第29条(2)(d)(i)又は(e)(i)にいう非英語書類の各々に対応するパテントファミリーメンバーへの言及の一覧, 及び
- (e) (d)にいうパテントファミリーメンバーへの言及の一覧又は当該一覧の何れかの部分が英語以外の言語である場合, 当該一覧又は部分の英語翻訳文

(3) 次の場合, 即ち

- (a) 出願人が第29条(2)(c)(i), (d)(i)又は(e)(i)に基づく審査報告の請求をしており,
- (b) 調査報告又は国際調査報告(場合により)にいう書類が, 英語以外の言語である場合,

登録官は自己が定める期間内に次のものを提供するよう出願人に求めることができる。

- (i) 当該書類の全体又は部分の英語翻訳文
- (ii) 次の確認書類の写し
  - (A) 登録官の要件に従って作成され、
  - (B) 翻訳文が当該書類又はその一部の原文に対応することを確認する。
- (4) 出願人が登録官が定める期間内に(3)(i)及び(ii)に基づく登録官の要件を守らない場合、審査報告の請求は放棄されたものとみなされる。

#### 規則44 特許性に関する国際予備報告への依拠

第29条(2)(e)(ii)に基づく特許性に関する国際予備報告に依拠する意思に係る通知書は、特許様式15で提出しなければならない。

#### 規則45 第29条(2)(b)から(e)まで又は(4)に所定の期間

- (1) (2)及び(3)に従うことを条件として、第29条(2)(b)に基づく調査及び審査報告の請求又は第29条(2)(c)(i), (d)(i)又は(e)(i)又は(4)に基づく審査報告の請求を提出するために所定の期間は、次のとおりとする。
  - (a) (b)に従うことを条件として、次から21月
    - (i) 宣言された優先日、又は
    - (ii) 宣言された優先日がある場合、出願日、又は
  - (b) 第20条(3), 第26条(11)又は第48条(4)に基づいて新規出願がなされる場合、新規出願の実際の出願日から21月
- (2) (3)に従うことを条件として、登録官が出願人に(1)(a)又は(b)(場合により)に基づいて所定の期間の満了前1月より後の時に第29条(3)(b)に基づく調査報告の写しを送付する場合、第29条(4)に基づく審査報告の請求をするために所定の期間は、第29条(3)(b)に基づく登録官の通知日後1月とする。
- (3) 第29条(2)(b), (c)(i), (d)(i)又は(e)(i)又は(4)に基づく所定の期間又は第30条(1)(a)に基づく所定の期間を延長する第29条(7)及び第30条(1)(a)に基づく請求が、規則50(1)に従って提出される場合、第29条(2)(b)に基づく調査及び審査報告の請求又は第29条(2)(c)(i), (d)(i)又は(e)(i)又は(4)に基づく審査報告の請求を提出する期間は、当該行為を履行するための第29条(7)に基づく所定の延長された期間とする。
- (4) (5)に従うことを条件として、第29条(2)(c)(ii)に基づく対応する出願に関する所定の情報、第29条(2)(d)(ii)に基づく対応する国際出願に関する所定の情報、又は第29条(2)(e)(ii)に基づく特許様式15による通知書は、次のとおりとする。
  - (a) (b)に従うことを条件として、次から42月
    - (i) 出願の宣言された優先日、若しくは
    - (ii) 宣言された優先日がない場合、出願日、又は
  - (b) 第20条(3), 第26条(11)又は第48条(4)に基づいて新規出願がなされた場合、新規出願の実際の出願日又は第条(30)(2)(c)が守られ規則49(3)に従って特許付与の所定の手数料が納付される日の何れか早い方から42月
- (5) 第29条(2)(c)(ii), (d)(ii)又は(e)(ii)に基づく所定の期間及び第30条(1)(a)に基づく対応する所定の期間を延長する第29条(7)及び第30条(1)(a)に基づく請求が第50

条(1)に従ってなされた場合、第29条(2)(c)(ii)に基づく対応する出願に関する所定の情報を提出する期間、第29条(2)(d)(ii)に基づく対応する国際出願に関する所定の情報又は第29条(2)(e)(ii)に基づく特許様式15による通知書は、次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として、次から39月

(i) 出願の宣言された優先日、若しくは

(ii) 宣言された優先日がない場合、出願日、又は

(b) 第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)に基づいて新規出願がなされた場合、新規出願の実際の出願日から39月

#### **規則46 第29条(2)(c)(ii)又は(d)(ii)に基づいて所定の情報**

(1) 第29条(2)(c)(ii)又は(d)(ii)の適用上所定の情報は、次のとおりとする。

(a) 第29条(2)(c)(ii)に基づく対応する出願又は第29条(2)(d)(ii)に基づく対応する国際出願(場合により)の結果を表示するために十分な情報であって、次の様式とする。

(i) 問題の特許庁によって付与された特許の写しであって次のもの

(A) 当該特許庁によって正規に認証された、若しくは

(B) それ以外に登録官に受理可能なもの、又は

(ii) 登録官が納得するように実体についての調査及び審査の最終結果を表示する他の書類及びその最終結果にいう特許クレームの写し、及び

(b) 出願に割り当てられている又は出願人の見解で割り当てられるべき国際特許分類の記号

(2) (1)にいう情報は、特許様式14で提供するものとする。

#### **規則47 2又はそれ以上の発明がクレームされた場合の調査手続**

(1) 第29条(2)(a)又は(b)に基づく報告の作成中に、出願が2又はそれ以上の発明に係るように見えるが、それらが単一の発明概念を形成するように連結されていない場合、調査は、出願のクレームに特定された最初の発明に関するものに制限することができ、登録官はその事実を出願人に通知する。

(2) 出願人がクレームに特定された第2又は後の発明に関して調査がなされることを望む場合、出願人は、(1)にいう登録官の通知日後2月以内に、補充的調査報告を特許様式11で請求し、調査がなされなければならない発明の各々についての所定の調査手数料が納付されなければならない。

(3) 新規特許出願が先の特許出願に含まれる事項の一部に関して第26条(11)に基づいて提出された場合、出願人は、第29条(2)(a)を守る代わりに、当人が次に依拠する意図である旨を書面で登録官に届出することができる。

(a) 先の出願で確定された調査報告又は補助調査報告、又は

(b) 先の出願が第83条(3)に基づいてブルネイ・ダルサラームで国内段階に入った国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合、先の出願の国際段階で確定された国際調査報告又は国際補助調査報告

(4) 規則43(2)、(3)及び(4)が、(3)に基づく国際調査報告又は国際補助調査報告に依拠する出願人によって提出された審査報告の請求に適用される。

#### 規則48 審査官等の書面による所見

(1) 審査官は第29条(5)又は(6)に基づく審査中に次の所見である場合、当該所見を登録官に書面で通知し、その所見の理由を十分に陳述しなければならない。

(a) 説明、クレーム又は図面が不明瞭すぎる、又はクレームの説明による裏付けが不適切すぎるため、次に関して意味のある所見を形成することができない

(i) クレームされた発明の新規性又は進歩性、又は

(ii) クレームされた発明が、産業上の利用が可能であるか否か

(b) クレームに定義された発明が、次のとおりである。

(i) 新規と見えない。

(ii) 進歩性を有すると見えない。又は

(iii) 産業上の利用が可能であると見えない。

(c) 第13条及び第25条(4)及び(5)が守られていない。

(d) 出願が次を開示する。

(i) 第81条(1)にいう追加事項、又は

(ii) 出願時の特許出願において開示された事項の範囲を越える事項、又は

(e) クレームが、調査が完了していない発明に係り、審査官が当該クレームに関して審査を行わないと決定している。

(2) 登録官は、書面による所見を受領後、答弁書を出すようにとの出願人に対する求めを添えて可及的速やかに所見を出願人に転送する。

(3) 出願人は、次を含む特許様式18で意見書に対する答弁書を提出することができ、出願人が提出書を出し出願の明細書を補正したい場合は、当人はその両方を同時にしなければならない。

(a) 審査官の意見に関する提出書

(b) 出願の明細書の補正

(4) (5)に従うことを条件として、出願の明細書の補正が(3)に基づいて提出された場合、それは次の方法で表示された補正を付した明細書の写しの様式でなければならない。

(a) 代える又は削除すべき本文、図形又は他の事項を抹消し、

(b) 代替本文、図形又は他の事項に下線を付すことによって。

(5) (4)は、補正が電子オンラインシステムを使用して提出された場合は適用されない。

(6) 次に関する最初の意見書に対する(3)に基づく答弁書は、意見書を含む登録官の通知日後5月以内に提出しなければならない。

(a) 第29条(5)に基づく審査報告、又は

(b) 第29条(6)に基づく調査及び審査報告

(7) 出願人が(3)に基づく答弁書を提出した場合、

(a) 審査官は、本人の裁量で、意見の理由を十分に陳述して登録官に更なる意見書を出すことができる。

(b) (2)及び(3)が相応に適用され、

(c) 更なる意見書に対する(3)に基づく答弁書は、更なる意見書を含む登録官の通知日後5月以内に提出されなければならない。

(8) 更なる意見書を発行するか否かを決定する際に、審査官は、当人の意見書に出願人が答

弁するために並びに当人が審査報告又は調査及び審査報告を作成するために十分な時間が残っているか否かも考慮に入れることができる。

(9) 審査官によって発行された更なる意見書又は報告は、当人が意見書又は報告の作成を開始した後に出願人によって提出された答弁書を考慮に入れる必要はない。

(10) (11)及び(12)に従うことを条件として、審査官は、次の満了前に登録官に調査及び審査報告又は審査報告を登録官に送付しなければならない。

(a) 次から39月

(i) 宣言された優先日、若しくは

(ii) 宣言された優先日がない場合、出願日、又は

(b) 新規出願が第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて提出された場合、新規出願の実際の出願日から39月

(11) 出願人が(6)又は(7)に定める期間内に答弁書を提出しない場合、審査官は、当該期間の満了時に登録官に調査及び審査報告又は審査報告を登録官に送付する。

(12) 第29条(2)(b)に基づく調査及び審査報告の請求又は第29条(2)(c)(i)、(d)(i)若しくは(e)(i)又は(4)に基づく審査報告の請求が、第29条(7)に基づいて延長された場合、審査官は、次の満了前に登録官に調査報告及び審査報告又は審査報告を送付しなければならない。

(a) 次から57月

(i) 宣言された優先日、又は

(ii) 宣言された優先日がない場合、出願日、又は

(b) 新規出願が第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて提出された場合、新規出願の実際の出願日後57月

#### **規則49 出願の整備**

(1) (2)に従うことを条件として、第30条(1)(a)の適用上所定の期間は、次から42月とする。

(a) 宣言された優先日、又は

(b) 宣言された優先日がない場合、出願日

(2) 新規出願が第20条(3)、第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて提出された場合、規則(1)に定める期間は、新規出願の実際の出願日から42月とする。

(3) 特許付与のための所定手数料の納付は、出願人によって正規に記入提出された特許様式19を添えなければならない。

(4) 特許出願の明細書が出願後に補正又は変更された場合、次のとおりとする。

(a) 前記の補正又は訂正が(3)の順守前又は順守時になされる場合、出願人は、(3)の順守時に前記の補正及び訂正のすべてを含む明細書を提出しなければならない。

(b) 前記の補正又は訂正が(3)の順守後になされる場合、登録官が定める期間内に前記の補正及び訂正を提出しなければならない。

(5) 第30条(2)(c)の適用上所定の書類は、次のとおりとする。

(a) (3)に基づいて提出された記入済み特許様式19、及び

(b) (4)に基づいて提出を求められるすべての明細

(6) (4)に基づいて提出される明細書には、補正又は訂正(方式要件を守るために導入され

る補正又は訂正以外)を導入することはできない。

(7) 出願後の明細書への唯一の補正が出願が特許協力条約に従って公告される前に出願の明細書に含まれた第83条(5)にいう補正であった場合、(4)及び(6)は国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に適用されない。

#### **規則50 第29条(7)及び第30条(1)(a)に基づく所定の期間の延長**

(1) 第29条(2)(b), (c)(i)又は(ii), (d)(i)又は(ii), 又は(e)(i)又は(ii)又は(4)に基づく所定期間, 並びに第30条(1)(a)に基づく対応する所定期間を延長するための第29条(7)及び第30条(1)(a)に基づく請求は, 次以内に特許様式51でしなければならない。

(a) (b)に従うことを条件として, 次から39月

(i) 宣言された優先日, 又は

(ii) 宣言された優先日がない場合, 出願日, 又は

(b) 第20条(3), 第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて新規出願がなされた場合, 新規出願の実際の出願日から39月

(2) 第29条(2)(b)に基づく調査及び審査報告の請求, 若しくは第29条(2)(c)(i), (d)(i)又は(e)(i)又は(4)に基づく審査報告の請求を提出するための第29条(7)に基づいて所定の延長期間は, 次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として, 次から39月

(i) 宣言された優先日, 又は

(ii) 宣言された優先日がない場合, 出願日, 又は

(b) 第20条(3), 第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて新規出願がなされた場合, 新規出願の実際の出願日から39月

(3) 第29条(2)(c)(ii)に基づく対応する出願に関する所定の情報, 第29条(2)(d)(ii)に基づく対応する国際出願に関する所定の情報, 又は第29条(2)(e)(ii)に基づく特許様式15の通知書を提出するための第29条(7)に基づいて所定の延長期間は, 次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として, 次から60月

(i) 出願の宣言された優先日, 又は

(ii) 宣言された優先日がない場合, 出願日, 又は

(b) 新規出願が第20条(3), 第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて提出された場合, 新規出願の実際の出願日, 又は第30条(2)(c)が守られ所定の特許付与の手数料が規則49(3)に従って納付された日の何れか早い方から60月

(4) 第30条(1)(a)の適用上, 延長された所定期間は, 次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として, 次から60月

(i) 宣言された優先日, 又は

(ii) 宣言された優先日がない場合, ファックスで, 又は

(b) 新規出願が第20条(3), 第26条(11)又は第48条(4)(場合により)に基づいて提出された場合, 新規出願の実際の出願日から60月

#### **規則51 付与前の補正の申請**

(1) 規則48(3)及び(4)並びに規則62(1)及び(3)に従うことを条件として, 次の補正の申請は, 特許様式17でなければならない。

- (a) 特許様式1の特許付与の請求，又は
  - (b) 説明，クレーム，図面及び要約
- (2) (1)(a)又は(b)にいう書類の補正の申請は，次の方法で表示した補正案を添えた当該書類の写しを伴わなければならない。
- (a) 代える又は削除すべき本文，図形又は他の事項の抹消によって，及び
  - (b) 代替本文，図形又は他の事項に下線を付すことによって

#### **規則52 付与前に補正するための時期**

- (1) 出願人は，特許付与手数料の納付前何時でも特許付与の請求を自発的に補正することができる。
- (2) 出願人は，登録官が別段に求めない限り，開示，クレーム及び要約を特許付与手数料の納付前に何時でも自発的に補正することができる。ただし，前記の補正の申請は次の場合することができない。
- (a) 第29条(2)(a)にいう調査報告の請求の提出後であって出願人による当該報告の受領前
  - (b) 第29条(2)(b)にいう調査及び審査報告の提出後であって出願人による当該報告の受領前，又は
  - (c) 第29条(2)(c)(i)，(d)(i)又は(e)(i)又は(4)にいう審査報告の請求の提出後及び出願人による当該報告の受領前

#### **規則53 付与の証明書**

第34条(1)に基づく付与の証明書は，証明書様式1とする。

## 付与後の特許

### 規則54 特許の更新

(1) 第26条又は第115条(5)に従って決定された当該特許の出願日後4年目又は後続年の満了後更なる年又はその一部の間特許を有効に維持することが望まれる場合、後続次年に関して、当該年に係る所定の更新手数料を添えて、4年次又は(場合により)出願日の後続周年日に終了する3月内に申請がなされなければならない。

(2) 出願日から45月の期間の満了後に第30条に基づいて特許が付与された場合、特許更新の申請をすることができ、期限の来た更新手数料(先の年度に関して満期となった手数料を含む)は、特許が付与された日から3月期間の終期まで何時でも納付することができる。

(3) 登録官が第35条(1)にいう20年期間の満了後第36条に基づいて特許存続期間を延長した場合、特許更新の申請をすることができ、期限の来た更新手数料(先の年度に関して満期となった手数料を含む)は、特許に関して第36条(11)に基づいて交付された特許存続期間の延長証明書の日後3月以内に納付することができる。

(4) 本条規則に基づく特許更新の申請は、次のとおりなされなければならない。

(a) 特許様式20で、又は

(b) 特許に基づくライセンスが正当な権利として利用可能である旨の記載が、第55条(2)に基づいて登録簿になされている場合、特許様式58で。

(5) 第35条(3)にいう特許更新の遅れた申請のための追加手数料の納付は、特許様式21を伴って登録局にするものとする。

(6) 次の登録官による受領後、特許が更新される。

(a) 令及び本規則に従って提出される特許更新の申請、及び

(b) 更新手数料及び(該当する場合)令及び本規則に従ってなされる遅れた出願のための追加手数料の納付

(7) (1)に従っての更新手数料の納付期間が満了した場合、登録官は、同項に基づく納付のための最終日から1月以前にかつ手数料が依然未納であるならば、特許所有者に納付期限の超過と未納の結果を催告する通知書を送付しなければならない。

(8) 第115条(4)が適用される特許が(1)に基づいて更新されていない場合、特許に関する第35条(4)の適用は、登録官が納付が期限切れであることを特許所有者に催告する通知書を送付することを求められない程度まで変更される。

(9) 登録官は、(7)に基づく通知書を次へ送付する。

(a) 最後の更新手数料の納付時に所有者によって特定されたブルネイ・ダルサラームにおける宛先、又は

(b) ブルネイ・ダルサラームにおける別の宛先が、最後の更新後所有者によって当該目的のために本人に通知されている場合、当該宛先及び他の場合には登録簿に記載された送達宛先

(10) 第35条(3)にいう追加手数料の納付は、特許様式21でなされなければならない、遅れた納付のために所定の追加手数料を添えなければならない、対応する更新手数料とともに特許様式20も添えなければならない。

## 規則55 特許存続期間の延長

- (1) 第36条(10)の適用上、第36条(1)(a)又は(b)に基づく特許存続期間の延長申請は、次のとおりとする。
  - (a) 特許付与日から6月以内に特許様式59とする。
  - (b) 次を添える。
    - (i) 所定の手数料、及び
    - (ii) 出願を裏付けるために出願人が依拠を望むすべての書証
- (2) 第36条(10)の適用上、第36条(1)(c)に基づく特許存続期間の延長申請は、次のとおりとする。
  - (a) 特許様式59で次のとおりとし、
    - (i) 次の何れか遅い方から6月以内に
      - (A) 特許付与日、又は
      - (B) 販売許可が取得された日
    - (ii) 第35条(1)にいう20年期間の終期前6月以前、及び
    - (iii) 何れにせよ、特許が有効に存続する間に、かつ
  - (b) 次を添える。
    - (i) 所定の手数料
    - (ii) 第36条(7)に基づく証明書、及び
    - (iii) 出願を裏付けるために出願人が依拠を望む他のすべての書証
- (3) (1)(b)又は(2)(b)に拘らず、登録官は、登録官が合理的に求める出願の裏付けのための追加証拠を登録官が定める期間内に提出するために特許存続期間の延長について出願人に指示することができる。
- (4) 第36条(11)に基づく特許存続期間の延長の証明書は、証明書様式2とする。

## 規則56 付与後の明細書の補正

- (1) 特許の明細書を補正する許可の登録官への申請は、特許様式22でなされ、公報及び登録官が指示する他の方法(あれば)での申請及び提案された補正の理由の公告によって告示される。
- (2) 補正の申請に異議申立したい者は、公報での公告日から2月以内に特許様式23で登録官に届出をしなければならない。
- (3) 当該届出は、その写しを添えなければならない。異議申立人が依拠する事実及び本人が求める救済を十分に示す陳述書によって裏付けなければならない。登録官は、届出及び陳述書の写しを出願人に送付しなければならない。
- (4) 当該写しを転送する登録官の書面の日付から2月以内に、申請人は、申請を継続したい場合、異議申立に対抗する理由を十分に示す特許様式3で答弁書を提出しなければならない。登録官は、異議申立人に答弁書の写しを送付しなければならない。
- (5) 登録官は、後の手続に関して本人が適切と考える指示を出すことができる。
- (6) 本条規則に基づく申請は、次の方法で表示された補正案とともに明細書の写しを添えなければならない。
  - (a) 代替又は削除すべき本文、図形又は他の事項を抹消することによって、及び
  - (b) 代替本文、図形又は他の事項に下線を施すことによって。

(7) 異議申立の届出が出された場合、登録官は、補正する許可が付与されるべきか否かの決定において、補正が第81条(3)に基づいて認容されるか否かを決定すべく、補正が提案された特許を審査官によって審査させることができ、この場合、補正許可の申請書に異議申立の届出を伴うもの、添付陳述書及び答弁書が審査官によって当人の審査中に考慮に入れられなければならない。

(8) 明細書を補正する許可が与えられた場合、申請人は、登録官が求める場合かつ本人が定める期間内に、補正された新たな明細書を提出しなければならない、それは規則22、規則24及び規則26に従って作成されなければならない。

(9) (規則22、24又は26を守るために導入された補正以外)補正又は訂正は、(8)に基づいて提出される新たな明細書に導入することができない。

(10) 異議申立の届出が(2)に基づいて登録官によって受領されない場合、又は当該届出が(3)を守らず、登録官が提案された補正をする理由に納得している場合、登録官は特許明細書を補正することを申請人に許可することができる。

#### **規則57 付与後の調査及び審査**

(1) 第39条(1)に基づく調査及び審査報告の請求は、特許様式60で行い次を添えるものとする。

(a) 所定の手数料

(b) 次の陳述書

(i) 請求がなされる第39条(1)に基づく各理由を特定し、

(ii) 当該理由が如何に満たされているかを説明する。

(c) 第39条(3)にいう各意見又は書類(あれば)

(2) 登録官が第39条(1)に基づく請求を認める場合、本人は審査官に次を転送しなければならない。

(a) 当該請求

(b) (1)(b)にいう陳述書、及び

(c) 第39条(3)及び(1)に基づいて提出された意見又は書類

(3) 特許明細書におけるクレームに関する第39条に基づく報告の作成中にそのクレームが単一の発明概念を形成するように連結されていない2又はそれ以上の発明に関係すると見える場合、

(a) 調査及び審査は、クレームに特定された最初の発明に制限することができる。

(b) 登録官は、当該事実を次のとおり通知する。

(i) 特許所有者に、及び

(ii) 第39条(1)に基づく請求が所有者によって提出されなかった場合、請求をした者に

(4) 次の者、即ち

(a) 特許所有者、又は

(b) 第39条(1)に基づく請求が所有者によってなされなかった場合、請求をした者が、クレームに特定された第2又はその後の発明に関して調査及び審査がなされることを望む場合、本人は、(3)にいう登録官の通知日後2月以内に、補助調査及び審査報告を特許様式60で請求し、調査及び審査がなされる各発明に係る所定の調査及び審査手数料を納付しなければ

ばならない。

(5) 第39条に基づく審査中に、審査官が次の意見である場合、その意見を書面で登録官に通知しその意見の理由を十分に陳述する。

(a) 説明、クレーム又は図面が不明確過ぎ、又はクレームが説明による裏付けが不適切過ぎるため、意味のある意見を次に関して形成することができない。

(i) クレームされた発明の新規性又は進歩性、若しくは

(ii) クレームされた発明が産業上の利用が可能であるか否か

(b) 第13条及び第25条(4)の要件に定める条件が守られていない、又は

(c) 特許の明細書が次を開示する。

(i) 第81条(1)にいう追加事項、又は

(ii) 出願時の特許出願に開示されたものを越える範囲の事項

(6) 登録官は、意見書を受領時、可及的速やかにその意見を、意見に対する答弁書を提出するよう所有者に対する求めを添えて、特許所有者に転送しなければならない。

(7) 特許所有者は、次を含む特許様式18で意見書に対する答弁書を提出することができ、所有者が提出書を出し特許明細書の補正を提案したい場合、当人は双方を同時にしなければならない。

(a) 審査官の意見に関する提出書、又は

(b) 特許明細書の補正案

(8) (9)に従うことを条件として、特許明細書の補正案が(7)に基づいて提出される場合、次の方法で表示された補正案を付けた明細書の写しの様式でなければならない。

(a) 代替又は削除すべき本文、図形又は他の事項を抹消することによって、及び

(b) 代替本文、図形又は他の事項に下線を施すことによって

(9) 第39条に基づく調査及び審査報告に関する意見書に対する(7)に基づく答弁書は、意見書を同封する登録官の通知日後3月以内に提出しなければならない。

(10) 特許所有者が(7)に基づく答弁書を提出した場合、次のとおりとする。

(a) 登録官は、答弁書を審査官に転送し、

(b) 審査官は、答弁書を検討し調査及び審査報告を作成する。

(11) 特許所有者が、(8)に定める期間内に(7)に基づく答弁書を提出しない場合

(a) 登録官は、相応に審査官に通知し、

(b) 審査官は、調査及び審査報告を作成する。

(12) 審査官は、第39条(1)に基づく請求を登録官が審査官に転送した日後10月の満了前に登録官に調査及び審査報告を送付するものとする。

(13) 調査及び審査報告を受領後、登録官は第39条(9)に従って手続をする。

## 規則58 失効した特許の回復

(1) 特許回復の第40条に基づく申請は、次のとおりとし、登録官は、申請の告示を公報に公告するものとする。

(a) 効力を停止した日後30月以内に何時でもすることができる。

(b) 申請の理由とその裏付証拠を示す法定宣言書又は宣誓供述書を添えて特許様式24とするものとする。

(2) 申請が第115条(4)が適用される特許回復のための場合、(1)(b)にいう証拠は次を含む

ものでなければならない。

(a) 特許が令に基づいて更新されたことがない場合に最初の更新が期限であった時に特許が連合王国、マレーシア及びシンガポール(場合により)で有効に存続した旨を確定するもの、及び

(b) 連合王国、マレーシア及びシンガポール(場合により)において特許が取消されていない旨を陳述する法定宣言書

(3) 理由及び証拠の検討後、登録官が第40条に基づく命令のための主張の根拠が示されたことに納得しない場合、当人は、申請人に相応に通知し、登録官の通知日後1月以内に申請人がその件で聴聞を受けることを請求しない場合、登録官は申請を拒絶する。

(4) 申請人が認められた期間内に聴聞を請求する場合、登録官は、申請人に聴聞を受ける機会を与えた後に、申請が認められるか拒絶されるかを決定する。

(5) 申請を認めることを決定する場合、登録官は相応に申請人に通知し、登録官の当人への通知日後2月以内に、特許様式20とともに、正規に記入された所定の追加手数料及び未納の更新手数料を添えて特許様式25を提出するよう申請人に求め、その受領時に登録官は、特許の回復を命令し公報にその事実を公告する。

#### **規則59 第115条(4)が適用される特許への第40条の変更された適用**

第115条(4)が適用される特許が規則54(1)に基づいて更新されていない場合、特許に関する第40条(5)の適用は、登録官が、更新手数料の不納が故意でなく特許所有者が所定期間内に特許を更新することができない正当な理由を有することに納得する場合、第40条(5)に陳述される理由とは別に、登録官が命令で特許を回復することができる範囲で変更

#### **規則60 特許の放棄**

(1) 特許所有者による第41条に基づく当人の特許を放棄する申出の届出は、特許様式26でなすものとし、登録官によって公報に公告する。

(2) 公告日後2月以内の何時でも、何人も放棄に対する異議申立の通知を特許様式27で登録官にすることができる。

(3) 当該異議申立の通知は、その写しを添え、異議申立人が依拠する事実及び当人が求める救済を十分に示す陳述書によって裏付しなければならない。登録官は、通知書及び陳述書の写しを特許所有者に送付する。

(4) 通知書及び陳述書の写しを転送する登録官の書面の日後2月以内に、特許所有者は、当人が放棄を継続したい場合、異議申立を争う理由を十分に示す特許様式3で答弁書を提出しなければならない。登録官は答弁書の写しを異議申立人に送付するものとする。

(5) 登録官は、後の手続に関して自己が適切と考える指示をすることができる。

## 登録簿及び公文書

### 規則61 特許登録簿

- (1) 登録局に本規則に則る特許登録簿を保管する。
- (2) 第27条に従って出願が公告される前に特許出願に関して登録簿に記載をすることができない。
- (3) 当該公告後、登録官は次を登録簿に記入させる。
  - (a) 出願人の名称及び宛先
  - (b) 発明者であると信じられる出願人によって陳述された名称及び宛先
  - (c) 発明の名称
  - (d) 特許出願の出願日及び出願番号
  - (e) 第17条(2)の適用上宣言された出願の出願日及び出願番号、並びに出願がなされた国
  - (f) 出願の公告日
  - (g) 出願人の送達宛先、並びに
  - (h) 出願に割り当てられた国際特許分類の記号
- (4) 登録官は、次も登録簿に記入させる。
  - (a) 出願が取下される、放棄されたものとみなされる、取下されたものとみなされる、拒絶される又は拒絶されたものとみなされる日
  - (b) 特許が付与される日
  - (c) (3)(a)に従ってなされた記載と相異なる場合、特許が付与される者の名称及び宛先
  - (d) (3)(g)に従ってなされた記載と相異なる場合、送達宛先
  - (e) 第44条(3)にいう取引、証書又は事件の通知
  - (f) 特許更新日(あれば)
  - (g) 特許存続期間を延長するための第36条に基づく出願日
  - (h) 第36条に基づく特許存続期間の延長期間(あれば)
  - (i) 第39条に基づいて発行された調査及び審査報告の日
  - (j) 特許の停止(あれば)
  - (k) 特許回復(あれば)
- (1) 特許を取消する決定の詳細、及び
- (m) 特許に関する裁判所命令の詳細
- (5) 登録官は、当人が適当と考える詳細を何時でも登録簿に記入することができる。

### 規則62 名称、宛先又は送達宛先の変更又は訂正

- (1) その者の名称の変更時、当該変更が登録簿又は登録局に提出された出願若しくは他の書類に記入されることの何人かによる請求は、特許様式28とするものとする。
- (2) 名称を変更する請求に関して手続する前に、登録官は当人が適当と考える変更の証拠を求めることができる。
- (3) 何人かによる次の請求は、特許様式28でなされなければならない。
  - (a) 当人の宛先又は送達宛先の変更、又は
  - (b) 登録簿又は登録局に提出された出願又は他の書類に記入された当人の名称、宛先又は送達宛先における誤りの訂正

(4) 名称、宛先又は送達宛先を変更又は訂正することの請求を認めることができることに登録官が納得する場合、当人は、登録簿、出願又は他の書類を相応に変更又は訂正させる。

### 規則63 取引等の登録の申請

(1) 第44条が適用される取引、証書又は事件について登録する、又は登録官への通知をする申請は、特許様式29でなされなければならない。

(2) (3)に従うことを条件として、次の者に係る第44条(3)(a)、(b)、(c)又は(d)にいう取引、証書又は事件に関する(1)に基づく申請は、当該当事者又は者に関して特許様式46での授權の宣言を添えなければならない。

(a) 取引又は証書の各当事者、又は

(b) 次の各人

(i) 同意を与える、又は

(ii) 第44条(3)(d)に基づいて特許、特許出願又は権利が帰属する

(3) 第44条(3)(a)、(b)、(c)又は(d)にいう取引、証書又は事件に関する(1)に基づく申請は、次の場合、(2)にいう当事者又は者に関して特許様式46による授權の宣言を添える必要はない。

(a) 当該当事者又は者に関して先に提出された特許様式46による授權の宣言が、当該取引、証書又は事件をカバーするために十分に広い条件でなされている。

(b) 当該当事者又は者が申請をする者である、又は

(c) 申請をする者が、(4)を守る。

(4) 次のとおりの場合、即ち

(a) (2)が守られておらず(3)の(a)及び(b)が適用されない。

(b) (2)が適用されない、又は

(c) 登録官がそのように指示する場合、

(1)に基づく申請をする者は、登録官が定める期間内に登録官に次を提出しなければならない。

(i) 次のとおりである取引、証書又は事件を確認する書類の写し

(A) 正規に認証された、又は

(B) それ以外に登録官が受理することができる、又は

(ii) 取引、証書又は事件を確認するために十分な書類の抄本の各写し

(A) 正規に認証された、又は

(B) それ以外に登録官が受理することができる。

### 規則64 誤りの訂正の請求

(1) 規則62(3)を害することなく、登録簿又は登録に関して登録局に提出された書類における各誤りの訂正の請求は、特許様式28とするものとし、訂正は様式とともに提出された書類又はさもなくば様式自体に明瞭に特定する。

(2) 登録簿及び登録に関して登録局に提出される書類の双方における同一の誤りを訂正することが求められる場合、請求は単一の様式ですることができる。

(3) 登録官は、誤りがあることに自己を納得させるために必要とする誤りを裏付ける請求の理由又は証拠の説明書を求めることができ、納得できた後に特許の所有者又は出願人及び登

録官との間で合意することができる訂正をする。

(4) 本条規則は、登録局の側における誤り、懈怠又は遺漏に全体的又は部分的に起因する登録簿における記入を訂正する登録官の権限を害さない。

#### **規則65 登録簿の閲覧など**

何人も第1附則にいう所定の手数料の納付後、次のとおりとすることができる。

- (a) 登録簿を閲覧する、又は
- (b) 次を調査及び回復する
  - (i) 特許又は特許出願に関する公開された特許明細書
  - (ii) 登録簿における記載、又は
  - (iii) 特許更新についての情報

#### **規則66 登録簿に含まれる事項の公告**

登録官は、登録簿に関して命令又は本規則に基づいてなされた事項の公告及び告示を自己が適切と考えるように手配することができる。

#### **規則67 特許に対する権利に関する記載**

第20条(1)又は第48条(1)に基づく問題の登録官への付託に際し、登録官は、第61条(2)に従うことを条件として、当人が適切と考える事実及び付託に関する他の情報を登録簿に記載させる。

#### **規則68 登録官によって供給される証明書及び写し**

(1) 特許様式31による請求と所定の手数料の納付に対し、(3)に従うことを条件として、登録官は、次を供給する。

- (a) 第46条の認証謄本又は認証抄本
- (b) 登録簿記載の謄本又は抄本若しくは第46条にいう何事かの謄本又は抄本であってラバースタンプの押印で認証したもの、及び
- (c) 第46条の適用上の証明書

(2) 特許様式30による請求と所定の手数料の納付に対し、(3)に従うことを条件として、登録官は、登録簿記載の不認証謄本又は不認証抄本若しくは第46条にいう何事かの不認証謄本又は不認証抄本を供給する。

(3) 規則99(4)に含まれる閲覧のために書類を利用可能にすることの制限は、第99条(4)にいう書類又は請求の謄本又は抄本の本条規則に基づく登録官による供給に等しく適用される。本条規則の何れもを登録官に書類又は規則99(5)にいう説明のファイルの謄本又は抄本を供給する業務を課すものと解釈してはならない。

#### **規則69 裁判所による命令又は指示**

- (1) 裁判所によって次の命令又は指示が出された場合、即ち
  - (a) 特許又は出願若しくはそれに対する又はそれに基づく権利を移転する
  - (b) 出願が何人かの名称で手続されるべき旨の
  - (c) 特許所有者に明細書を補正することを認める、又は

(d) 特許を取消する

命令又は指示が出された場合、

その命令がなされ又は指示を受ける者は、次のとおりとする。

(i) 命令又は指示の写しを添えた特許様式32を提出し、

(ii) 登録官が求める場合、登録官によって定める期限前に規則22、24及び26に従って作成される補正された明細書を提出する。

(2) (1)に基づく提出時、明細書が補正されるか又は(場合により)登録簿が更正若しくは変更されなければならない。

## 特許の権原

### 規則70 特許を受ける権利の登録官への付託

(1) 第48条(1)に基づく付託は、特許様式2でなすものとし、その写し及び問題の性質、付託をする者が依拠する事実及び本人が求める命令を示す陳述書を添えなければならない。

(2) 登録官は、付託及び陳述書の写しを付託の当事者でなく次の者である各人に送付するものとする。

(a) 特許に対して又はそれに基づいて権利を有するとして登録簿に表示される者

(b) 関連する取引、証書又は事件について登録官に届出をした者、又は

(c) 特許に対して又はそれに基づいて権利を有するとして付託に申立される者

(3) (2)に基づく付託及び陳述書の写しを送付された者が、求められる命令がなされることに異議申立を望む場合(異議申立人)、本人は、登録官が当該写しを本人に転送する文書の日から2月以内に、本人の異議申立の理由を十分に示す特許様式3で答弁書を提出しなければならない。登録官は答弁書の写しを付託をなす者及び付託及び陳述書の写しを受け取る者であって答弁書の当事者でない者へ送るものとする。

(4) 付託をなす者又はそのような受領者は、答弁書の写しを転送する登録官の文書の日付から2月以内に、自己の論拠を裏付ける証拠を提出し、証拠の写しを次のとおり送付しなければならない。

(a) 何れにしても、異議申立人に、及び

(b) そのような受領者によって提出された証拠の場合、その付託をなす者へ。

(5) 当該証拠の写しの受領日後2月以内に又は当該証拠が提出されない場合は当該証拠の写しが提出されることができた筈の期間の満了後2月以内に、異議申立人は、自己の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、その証拠の写しを付託をなす者及び当該受領者へ送付するものとする。異議申立人の証拠の写しの受領日後2月以内に、当該人又は当該受領者の何れかは、厳密に応答する事項に限定された更なる証拠を提出することができ、その写しを(4)(a)及び(b)にいう者へ送付するものとする。

(6) この上更なる証拠は、登録官の許可又は指示なく何人によっても提出することはできない。

(7) 登録官は、後の手続に関して自己が適切と考える指示を出すことができる。

### 規則71 指示を実行する許可の申請

(1) 第48条(2)(d)に基づいて指示が出された者の代理で何事かをなす許可の第48条(3)に基づく申請は、特許様式4でするものとし、その写し及び申請人が依拠する事実及び求める許可の性質を十分に示す陳述書を添えなければならない。

(2) 登録官は、申請及び陳述書の写しを指示を守らなかったとの申立を受ける者へ送付する。

(3) 登録官は、後の手続に関して本人が適切と考える指示を出すことができる。

### 規則72 新規出願をする期限

新規出願を第48条(4)に基づいて為すことができると登録官が命じる場合、その命令に不服申立するための期限が不服申立が提起されることなく満了する日後、又は不服申立が提起された場合はそれが最終的に処理された日後3月以内に、為すものとする。

### **規則73 新規特許を実施することを継続するライセンスの請求**

(1) 特許が旧所有者でなかった1又は2以上の者に移転されるべき旨、又は旧所有者以外の者が特許の新規出願をすることができる旨の命令が第48条に基づいてなされる場合、第49条(3)に基づいて発明の実施を継続する又は(場合により)実施をするためのライセンス付与の請求は、登録による命令を出した旨の通知日後2月以内になされなければならない。

(2) 当該命令がなされた場合、登録官は旧所有者及び本人が気づいているそのライセンシーに通知しなければならない。

### **規則74 ライセンスの付与に対する権原についての付託**

(1) 第49条(5)に基づいて、人がライセンスを付与される権原があるか否か又はライセンスの期間若しくは条件が合理的であるか否かの問題が登録官に付託される場合、その付託は、特許様式6であるものとし、その写し並びに付託を為す者が依拠する事実及び本人が受ける又は付与する用意のあるライセンス条件を十分に示す陳述書を添えなければならない。

(2) 登録官は、付託及び陳述書の写しを新規所有者及びライセンスを付与される権原があると主張する各人であって何れの場合も付託を為す者でない者に送付し、受領者の何れかが当該期間及び当該条件でのライセンスを付与又は受理することに同意しない場合、当該人は、自己に対する当該写しを送付する登録官の文書の日後2月以内に、異論の理由を十分に示す特許様式3で意見書を提出するものとし、その意見書の写しを付託をする者へ送付するものとする。

(3) 登録官は、後の手続に関して本人が適切と考える指示をすることができる。

## 実施許諾用意

### 規則75 実施許諾用意の登録簿への記載

- (1) 第55条(1)に基づく申請は、特許様式33とする。
- (2) 当該申請の結果登録簿になされる記載のすべては公報及び登録官が必要とみなす他の方法(あれば)で公告するものとする。

### 規則76 実施許諾用意の条件の決定

- (1) 第53条(3)(a)又は(b)に基づく申請は、次を添えて特許様式34でなすものとする。
  - (a) 特許所有者による申請の場合、当人が提案するライセンス案及び当人が依拠する事実の陳述書の写し1点
  - (b) 他の者による申請の場合、当人が求めるライセンス案の写し1点
- (2) 登録官は、次のとおりとする。
  - (a) 所有者による申請の場合、特許様式34の写し及び(1)(a)に基づいて提出された書類の写しを所有者がライセンスを付与することを提案する者に送付し、
  - (b) 他の者による申請の場合、特許様式34の写し及び(1)(b)に基づいて提出された書類の
- (3) (2)に基づいて当人に書類が送付される日後2月以内に、次のとおりとする。
  - (a) 所有者による申請の場合、(2)(a)にいう者は、特許様式3で当人の異論の理由を十分に示す意見書を提出することができる。
  - (b) 他の者による申請の場合、所有者は当人の異論を十分に示す陳述書を提出することができ、そうする場合、当人は同時に陳述書又は答弁書の写し(場合により)を相手当事者に送付するものとする。
- (4) (3)(b)に基づく陳述書が当人に送付される日後2月以内に、言及された者は、特許様式3で答弁書を提出することができ、当人はそうする場合、同時に所有者に答弁書の写しを送付するものとする。
- (5) 更なる陳述書又は答弁書は、登録官の許可又は指示なく何れの当事者によっても提出することはできない。
- (6) 登録官は、後の手続に関して当人が適切と考える指示をすることができる。

### 規則77 所有者による実施許諾用意についての登録簿における記入の抹消

第56条(1)に基づく申請は、特許様式35とするものとする。

### 規則78 第三者による実施許諾用意についての登録簿における記入の抹消

- (1) 第56条(3)に基づく申請は、関連記載の公報での公告日後2月以内に特許様式35でなすものとし、請求人の権利の性質及び当人が依拠する事実を十分に示す陳述書で裏付けられた申請の写しを添えなければならない。
- (2) 登録官は、申請及び陳述書の写しを特許所有者に送付しなければならない。

### 規則79 実施許諾用意についての登録簿における記入の抹消についての手続

- (1) 第56条(1)又は(3)に基づく各申請は、公報に公告しなければならず、記入の抹消に対する異議申立の届出を第56条(7)に基づいてすることができる期間は、公告日後2月とする。

(2) 当該異議申立の届出は、特許様式36でするものとし、異議申立人が依拠する事実を十分に示す裏付け陳述書を添えなければならない。

(3) 登録官は、届出及び陳述書の写しを記入の抹消の申請人に送付し、申請人は申請の手続を進めたい場合、当該写しを当人に転送する登録官文書の日後2月以内に異議申立が争われる理由を十分に示す答弁書を特許様式3で提出するものとし、登録官は答弁書の写しを異議申立人に送付する。

(4) 登録官は、後の手続に関して自己が適切と考える指示を出すことができる。

#### **規則80 実施許諾用意についての登録簿における抹消に対する登録官による手続**

(1) 第56条(1)に基づいて登録簿における記入を抹消する特許所有者の申請を登録官が受領した場合、登録官は、特許所有者に通知し、特許所有者は当人に対する登録官の通知日後2月以内に記載がなされなかった場合に納付する筈であった更新手数料全額の残額に等しい手数料を納付するものとする。

(2) (1)に基づく手数料の受領時、登録官は、特許に基づく現存ライセンスがないこと又はすべてのライセンシーが申請に同意することに納得する場合、記入を抹消する手続をすることができる。

(3) 登録官が第56条(3)に基づいて特許に関する登録簿における記入を抹消する場合、登録官は特許所有者に通知し、特許所有者は当人に対する登録官の通知日後2月以内に記入がなされなかった場合に納付する筈であった更新手数料全額の残額に等しい手数料を納付するものとする。

(4) 本条規則に基づいて手数料が登録局に納付された場合、特許様式20が登録局に提出されなければならない。

## 特許侵害

### 規則81 第64条(4)に基づく所定の事項

第64条(4)に基づく輸入者への通知書は、次の事項を含むものとする。

- (a) 通知書が第64条(4)に従って交付された旨の陳述書
- (b) 付与証明書に記載の、依拠する特許の特許番号
- (c) 当該特許が付与された出願の出願日
- (d) 当該特許が付与された日
- (e) 当該特許の各所有者の名称及び宛先
- (f) 所有者又は複数の所有者(場合により)の送達宛先
- (g) 第64条(3)(b)にいう者の名称及び宛先
- (h) 輸入者による特許製品の輸入が第64条(3)(b)にいう契約の違反としての製品の頒布という結果になる次第を説明する詳細陳述書
- (i) 依拠される第64条(3)(b)にいう又は(h)に基づく陳述書にいう契約条項のすべての正文

## 登録官における侵害手続

### 規則82 侵害の決定についての登録官への付託

(1) 付託が第65条(3)に基づいて登録官に対してなされる場合、その当事者たちは、争われている事項及び合意されている事項の十分な詳細を示す共同陳述書を添えて特許様式37でそれを為すものとする。

(2) 本条規則に定める手続は、争われるものとして付託に陳述された唯一の事項が特許又は特許の一部の有効性でない場合に適用される。

(3) 特許所有者又は特許の排他的ライセンシー(提起人として本条規則及び規則83にいう当事者)である紛争当事者は、付託の手続遂行を望む場合、付託を為した日後14日以内に、紛争事項に関する自己の論点の十分な詳細を提供する陳述書を提出するものとし、同時に陳述書の写しを紛争の他方当事者に送付するものとする。

(4) 提起人の陳述書の写しの紛争他方当事者による受領日後2月以内に、他方当事者(本条規則及び規則83で被提起人という)は、提起人の論拠を争いたい場合、提起人の論拠を争う理由を十分に示す特許様式3で答弁書を提出するものとし、同時に答弁書の写しを提起人に送付するものとする。

(5) 被提起人が、侵害されたと提起人によって申立される特許又はその一部が有効でない旨を答弁書で申立する場合に、提起人は、被提起人の申立を争いたい場合、答弁書の受領日後2月以内に被提起人の申立を争う理由を十分に示す更なる陳述書を提出するものとし、同時に更なる陳述書の写しを被提起人に送付するものとする。

(6) 登録官の出す指示に従うことを条件として、提起人は、答弁書の受領日後2月以内に、又は本人が(5)に基づいて更なる陳述書を提出した場合はその後2月以内に、本人の論拠を裏付ける証拠を提出するものとし、その写しを被提起人に送付するものとする。

(7) 提起人の証拠の写しの受領日後2月以内に、又は提起人が証拠を提出しない場合、当該証拠が提出することができた筈の期間の満了後2月以内に、被提起人は自己の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、当該証拠の写しを提起人に送付するものとし、提起人は、被提起人の証拠の写しの受領日後2月以内に厳密に応答する事項に限定された更なる証拠を提出することができ、その写しを被提起人に送付するものとする。

(8) その上更なる証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(9) 登録官は、後の手続について自己が適切と考える指示を出すことができる。

### 規則83 特許の有効性が争われる場合の手続

(1) 第65条(3)に基づいて為される付託において争われている陳述される唯一の事項が特許又は特許の一部の有効性である場合、本条規則に定める手続が適用される。

(2) 被提起人は、本人が提起人の論拠を争いたい場合、付託を為した後14日以内に特許又は特許の一部が無効である旨を申立する理由の十分な詳細を示す陳述書を提出するものとし、同時に陳述書の写しを提起人に送付するものとする。

(3) 提起人は、被提起人の申立を争いたい場合、被提起人の陳述書の受領日後2月以内に特許様式3で本人が被提起人の申立を争う理由の十分な詳細を示す答弁書を提出するものとし、同時にその写しを被提起人に送付するものとする。

(4) 登録官が適切と考える指示に従うことを条件として、被提起人は、提起人の答弁書の受領日後2月以内に当人の論拠を裏付ける証拠を提出するものとし、その写しを提起人に送付するものとする。

(5) 被提起人の証拠の写しの受領日後2月以内に、又は被提起人が証拠を提出しない場合、当該証拠が提出することができた筈の期間の満了後2月以内に、提起人は自己の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、当該証拠の写しを被提起人に送付するものとし、被提起人は、提起人の証拠の写しの受領日後2月以内に厳密に応答する事項に限定された更なる証拠を提出することができ、その写しを提起人に送付するものとする。

(6) その上更なる証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(7) 登録官は、後の手続について自己が適切と考える指示を出すことができる。

#### **規則84 不侵害に関する宣言の申請**

(1) 行為又は提案された行為が特許侵害を構成しない又はしない筈である旨の宣言の第76条に基づく登録官に対する申請は、特許様式38であるものとし、その写し及び第76条(1)(a)及び(b)が守られていることを証明するものとして申請人が依拠する事実並びに当人が求める救済を十分に示す陳述書を添えるものとする。

(2) 登録官は、陳述書の写しを特許所有者に送付し、特許所有者は、申請に対して争いたい場合は、当該写しを転送する登録官の書簡の日後2月以内に、当人が申請人の論拠を争う理由を十分に記載する答弁書を特許様式3で提出しなければならず、同時にその写しを申請人に送付するものとする。

(3) 登録官が出すことを適切と考える指示に従うことを条件として、申請人は、答弁書の写しの受領日後2月以内に申請を裏付ける証拠を提出するものとし、その写しを特許所有者に送付するものとする。

(4) 申請人の証拠の写しの受領日後2月以内に、又は申請人が証拠を提出しない場合、当該証拠が提出することができた筈の期間の満了後2月以内に、特許所有者は自己の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、当該証拠の写しを申請人に送付するものとし、申請人は、所有者の証拠の写しの受領日後2月以内に厳密に応答する事項に限定された更なる証拠を提出することができ、その写しを所有者に送付するものとする。

(5) その上更なる証拠は、登録官の許可又は指示がない限り、何れの当事者も提出することができない。

(6) 登録官は、後の手続について自己が適切と考える指示を出すことができる。

## 特許の取消

### 規則85 取消の申請に関する手続

- (1) 特許の取消についての登録官に対する申請は、特許様式40とするものとし、申請人が依拠する事実及び求める救済を含め、取消の理由を十分に示す陳述書を添えるものとする。
- (2) 登録官は、申請及び陳述書の写しを特許所有者に送付する。
- (3) 特許所有者は、申請に対して争いたい場合、申請及び陳述書の写しの受領日後3月以内に特許様式3で申請を争う理由を十分に示す答弁書を提出し、同時に第80条に従って特許明細書の補正を提出することができ、同時に補正(あれば)及び答弁書の写しを申請人に送付するものとする。
- (4) 特許所有者が(3)に従って答弁書を提出しない場合、当人はその後の手続に参加することはできず、取消の申請は、登録官の所有する他の書類と矛盾しない限り、陳述書に示された各特定事実が認められたものとして登録官にみなされる。
- (5) 申請人は、補正(あれば)及び答弁書の写しの受領日後3月以内に、望めば当人の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、同時にその証拠の写しを所有者に送付するものとする。
- (6) 申請人が(5)に従って証拠を提出しない場合、当人は、登録官が別段の指示をしない限り、申請を放棄したものとみなされる。
- (7) 申請人が(5)に従って証拠を提出する場合、申請人の証拠の写しの受領日後3月以内に、特許所有者は、望めば当人の論拠を裏付ける証拠を提出することができ、同時にその証拠の写しを申請人に送付するものとする。
- (8) 所有者の証拠の写しの申請人による受領日後3月以内に、申請人は、厳密に応答する事項に限定される更なる証拠を提出することができ、同時にその証拠の写しを所有者に送付するものとする。
- (9) この上更なる証拠は何れの当事者によっても提出することはできないが、登録官における何れの手続においても、登録官は何時でも当人が適切と考える場合、当人が適切と考える費用その他の条件で証拠を出すことを何れの当事者にも許可を出すことができる。
- (10) 登録官は、後の手続について自己が適切と考える指示を出すことができる。

### 規則86 第77条(1)(f)(iii)に基づいて所定の重要な情報

第77条(1)(f)(iii)の適用上の重要な情報は、次のとおりとする。

- (a) 第29条(2)(c)(ii)にいう対応出願に関する所定の情報、又は
- (b) 第29条(2)(d)(ii)にいう対応国際出願に関する所定の情報、及び
- (c) (a)又は(b)にいう所定の情報が英語でない書類を含む場合、提出された当該書類の英語翻訳文

### 規則87 再審査報告の作成に関する手続

- (1) 登録官が特許を再審査させることを決定する場合、次のとおりとする。
- (a) 登録官は、特許の再審査を請求する特許様式41を、指示の日後2月以内に、登録官によって定められた所定の再審査官手数料及び手続の費用又は経費の担保を添えて提出するよう特許取消の申請人に指示し、

(b) 審査官は、再審査中、申請人による陳述書、特許明細書の補正、特許所有者による答弁書及び規則85に基づいて提出された証拠を考慮し、特許が取消の申請に特定された理由で取消されるべきか否かを勧告し、再審査報告における結論を当該結論の理由を十分に示して登録官に通知する。

(2) 補正が特許所有者によって第80条(1)に基づいて提案された場合、審査官は、提案された補正が次のとおりであるか否かについての意見を再審査報告において含める。

(a) 第81条(3)に基づいて認められ、

(b) 取消申請において特定された理由の何れかを全体的又は部分的に克服する。

#### **規則88 再審査報告の写し及び結論**

登録官は、再審査報告の写しを特許取消の申請人と特許所有者の双方へ送付し、登録官は、特許又は補正された特許に関する自己の決定をするにおいて再審査報告の結論を考慮に入れる。

#### **規則89 特許放棄に関する費用の裁定**

第77条に基づく登録官手続において、特許所有者が第41条に基づいて当人の特許の放棄を申し出る場合、登録官は、費用が取消の申請人に裁定されるべきか否かの決定において、申請がなされる前に申請人が合理的な通知を所有者にしていたならば手続が避けられたか否かを考慮に入れる。

#### **規則90 補正する機会の通知**

(1) 特許が取消されるべきと第78条に従って登録官に判断される場合、特許所有者はそのように通知され、当該通知日後3月以内に意見書を出し特許明細書を補正する機会を与えられる。

(2) 登録官が第80条に基づいて特許明細書を補正することを特許所有者に許容する場合、登録官は、明細書が補正される前に、補正され、第22条、第24条及び第26条に従って作成された新たな明細書を提出するよう申請人に求めることができる。

## 侵害又は取消手続における特許の補正

### 規則91 補正に対する異議申立についての手続

- (1) 登録官に対する手続において第80条に基づいて提案された補正が公告される場合、当該補正に対する異議申立の通知は、公報における公告日後2月以内に特許様式23で提出することができる。
- (2) 当該異議申立通知は、その写しを添えるものとし、異議申立人が依拠する事実及び本人が求める救済を十分に示す陳述書によって裏付けるものとする。
- (3) 登録官は、異議申立通知及び陳述書の写しを特許所有者及び登録官手続の他の当事者に送付する。
- (4) 登録官は、後の手続について自己が適切と考える指示を出すことができる。

## 国際出願の国内処理

### 規則92 国際出願の取扱い

(1) 本条規則に従うことを条件として、第82条に基づいて命令に基づく特許出願として取扱われることになる国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に関して、第83条(3)及び(5)の適用上の所定期間は次のとおりとする。

(a) 特許協力条約の第2章に従ってブルネイ・ダルサラームが選択された場合、関連日後30月、又は

(b) 他の場合、関連日後20月

(2) 所定の手数料の納付は、(1)又は(2)(場合により)に所定の期間内にするものとし、出願人が望む場合、特許様式42の提出を伴うものとする。

(3) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)が国内段階を始めた場合、第17条(4)に基づく請求を出願の国内段階が始まる日後1月以内に行うことができる。

(4) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合において、次のとおりとする。

(a) 規則8(1)は、出願人が出願時に書面で受理庁に発明が国際博覧会に出展された旨を陳述する場合には適用されない。

(b) 規則8(2)、(3)及び(4)は、国内段階に入る期限から2月の終期前の何時でも守ることができる。

(c) 書類又は書類の一部の英語翻訳文が命令又は本規則によって国内段階に入る期限前に又はその時点で提出されることが求められている場合、規則118に基づいて求められ特許協力条約規則51の2の1(d)によって許可された翻訳文の真実証明は、当該期限後2月の終期前の何時でも登録官に出すことができる。

(5) 第83条(3)及び(5)の適用上、出願又は出願の補正の英語翻訳文が求められる場合、翻訳文は次のとおりとする。

(a) 次でない限り、願書及び要約を除く。

(i) (1)に所定の期間の満了より早く手続するよう出願人が登録官に明示的に請求し、

(ii) 出願が特許に従って公告されていない。

(b) 特許協力条約に基づく規則の規則49.5(d)を守る様式における図面上の正文事項を含む。

(c) 特許協力条約規則37.2に基づいて国際調査機関によって名称が確定され、それが最初に提出された出願に含まれた名称と相異なる場合、後者の代わりに前者を含めるものとし、

(d) 説明の一部を構成する配列一覧に含まれる文章事項が特許協力条約規則の規則12.1(d)を守り説明が当該規則の規則5.2(b)を守る場合、当該文章事項を除くことができる。

(6) 出願人が、(5)に従って、第83条(3)及び(5)の関連条件を満たすために、最初の出願時の出願及びその補正の双方の英語への翻訳文を提出するよう求められており、(1)にいう該当期間の満了時に所定の手数料が納付されており、必要な翻訳文の一方であるが双方でない翻訳文が提出された場合、次のとおりとする。

(a) 登録官は、通知が送付される日後2月以内に必要な翻訳文を提出するよう出願人に求める規則35に従って出願人によって提供された宛先における出願人に通知し、

(b) 該当期間は、当該翻訳文に関して(a)に基づいて出される通知に特定された期間の終期

まで満了しないものとみなされる。

(7) 登録官は、所定の手数料の納付を伴う特許様式43の提出後、第83条(3)又は(5)に従って翻訳文を公告する。

(8) 第83条(3)(a)に定める条件が満たされている国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合、第24条(2)の適用上の所定期間は、国内段階に入る期限から2月とする。

(9) 第83条(3)(b)に定める条件が満たされている国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合、第24条(2)の適用上の所定期間は、次の期間のより遅く満了する方とする。

(a) 規則21(1)によって所定された期間

(b) 当該条件が満たされた日後2月

(10) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に関して、出願人が第82条(1)が第82条(3)の作用によって出願に適用されることを停止しないことを望む場合、出願人が依拠する事実の陳述書を添えて申請が特許様式44で登録官に為されなければならない。

(11) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)は、それが又はその中のブルネイ・ダルサラームの指定が、特許協力条約に基づいて取下されたものとみなされても、命令に基づく出願(国際特許出願を除く)に関する同様の又は対比できる状況で次の場合は取下されたものとみなされない。

(a) 規則105に基づいて瑕疵が更正されること又は規則114に基づいて延長が認められることを登録官が指示することができた筈である。また

(b) 出願は命令に基づいて取下されたものとみなされない筈と登録官が決定する。

(12) 第82条(3)に基づいて出願が取下されたものとみなされず出願人が手続の遂行を望む場合、

(a) 登録官は、登録局によって受理官庁又は国際事務局から受領された書類を補正し、命令又は本規則に特定された期間を当人が指示する条件(相応の所定の手数料の納付を含む)で変更することができる。

(b) 第83条(3)に基づく所定の手数料は、納付しないものとする。

(13) 出願人が次の旨を登録官に納得させる場合、登録官は、登録局が受理官庁又は国際事務所から受領した書類を補正し、又は命令又は本規則に特定された期間若しくは時期を誤謬が登録局の側の誤謬であるものとして変更することができる。

(a) 受理官庁によってなされた誤謬のために国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)が誤った出願日を付与された、又は

(b) 受理官庁又は国際事務所によって為された誤謬のために特許協力条約第8条(1)に基づいてなされた優先権主張が、為されなかったものと同官庁又は事務所によってみなされている。

(14) 次の場合、出願人は、依拠する事実の陳述書を添えて特許様式44を提出することによって国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)が命令に基づく出願としてみなされることを登録局に申請することができ、登録官は、出願人によって提出された書類を補正し、命令又は本規則に特定された期間又は時期を登録官が指示する条件で変更することができる。

(a) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)が、ブルネイ・ダルサラームを指定する趣旨であり、

(b) 出願人が、当該特許協力条約に基づいて機能を有する何れかの機関における誤謬又は遺漏のために当該特許協力条約に基づいて出願日を拒絶されたと申し立てる。

(15) 本条規則において、「受理官庁」は、特許協力条約におけるものと同じ意味を有する。

(16) 本条規則において、国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)に関して次のとおりとする。

「関連日」は、宣言された優先日又は宣言された優先日がない場合、当該出願の出願日をいう。

「国内段階に入る期限」は、(1)に所定の関連期間の終期、又は期間が(6)、規則105又は規則114に基づいて延長された場合、そのように延長された当該期間の終期をいう。

## 聴聞、代理人及び誤謬の訂正

### 規則93 登録官の裁量権

登録官は、命令によって当人に帰属する裁量権を当人に対する手続の当事者に不利に行使する前に、求められる場合、当事者を聴聞するものとする。

### 規則94 聴聞の請求

(1) 規則83に基づく登録官の裁量権の行使の請求は、特許様式45とするものとし、登録官による出願に対する異論の通知日後又は登録官が裁量権を行使することを提案する旨の他の表示の日後1月以内に提出するものとし、登録官は請求を認められた期限内に提出しなかった当事者に対して聴聞することを拒絶することができる。

(2) (1)に基づく請求の受領後、登録官は、請求をする者にその者が聴聞を受けることができる時期の通知を送付し、この時期は、通知日後14日以上とする。

(3) 当事者系手続において、聴聞においてそれまでに手続において、述べられていない書類に言及することを意図する者は、登録官が承諾せず相手方当事者が同意しない場合、自己の意図について少なくとも14日の事前通知をその書類の詳細又は写しを添えて登録官及び相手方当事者にするものとする。

(4) 聴聞を望む当事者を聴聞後、又はそのように望む当事者がいない場合は聴聞をすることなく、登録官は事項を決定し、当事者すべてに当人の決定を通知し、何れかの当事者が望む場合、決定の理由を伝える。

### 規則95 公開聴聞

(1) (2)に従うことを条件として、特許又は特許出願に関係する事項に関する2又はそれ以上の当事者間の紛争の登録官における聴聞が第27条に基づいて出願の公告後に行われる場合、紛争の聴聞は公開とする。

(2) (1)が適用される聴聞において本人が出頭する又は代理人が出る紛争の当事者を聞き取りした後、登録官は聴聞は公開としないことを指示することができる。

### 規則96 聴取権

(1) 登録官が特定の場合に別段の指示をしない限り、次のとおりとする。

(a) 登録官手続又は命令若しくは本規則に基づく他の事項の当事者による登録官に対するすべての出頭は、代理で行為するよう当事者によって任命された次の者によってすることができる。

(i) 弁護士及び事務弁護士、又は

(ii) 他の者

(b) 通知、申請又は命令に基づいて当事者によって提出される他の書類のすべては、弁護士及び事務弁護士又は任命された者によって署名することができる。

(2) 登録官手続又は命令若しくは本規則に基づく他の事項の当事者が弁護士及び事務弁護士又は他の者を、次のとおりに任命する場合、  
弁護士及び事務弁護士又は他の者は、当人が当事者の代理で手続する最初の機会に特許様式46で授權宣言を提出するものとする。

- (a) 代理で手続するために、又は
- (b) 他人を代替して代理で手続するために。

#### 規則97 特許及び出願における誤謬の訂正

- (1) 規則9(3)又は規則62(3)が適用される場合を除き、特許明細書、特許出願又は特許若しくは特許出願に関連して提出された書類における翻訳文若しくは翻字の誤謬又は誤記若しくは錯誤の訂正の請求は、特許様式28で為すものとする。
- (2) 請求には、次の方法で表示された訂正案を伴う書類の写しを添えなければならない。
  - (a) 代替又は削除すべき本文、図形又は他の事項を抹消することによって、及び
  - (b) 代替本文、図形又は他の事項に下線を施すことによって。
- (3) 当該請求が明細書に関する場合、訂正とされていること以外には何事も意図されていないことが直ちに明らかであるという意味で訂正が明瞭でない限り、その中に訂正を書き入れてはならない。
- (4) 登録官が訂正案の届出が公告されることを求める場合、当人は出願人に相応に書面で伝え、当人の書簡日後2月以内に特許様式47を提出するよう求め、その様式を受領後、登録官は公告の手続を遂行する。
- (5) (4)に基づく公告は、訂正案の請求及び内容を公報及び登録官が指示する他の方法での公告とするものとする。
- (6) 何人も、請求に対する異議申立の通知を登録官に、公告の日後2月以内の何時でも特許様式48ですることができる。
- (7) 当該異議申立の通知は、異議申立人が依拠する事実及び当人が求める救済を十分に示す裏付ける陳述書を添えなければならない。
- (8) 登録官は、通知及び陳述書の写しを請求をする者に送付し、その者は、当人が請求を手続することを望む場合、当該写しを当人に転送する登録官の書簡の日後2月以内に当人が異議申立に対して争う理由を十分に示す特許様式3で答弁書を提出するものとし、登録官は答弁書の写しを異議申立人に送付するものとする。
- (9) 登録官は、後の手続について自己が適切と考える指示を出すことができる。
- (10) 登録官が訂正の請求を認める場合、請求をする者は、登録官がそのように求める場合、及び登録官によって定める時期内に、補正された新たな明細書を提出するものとし、その明細書は規則22、24及び26に従って作成するものとする。
- (11) 補正又は訂正(方式要件を守るために導入される補正又は訂正を除く)は、(10)に基づいて提出される新たな明細書において導入することができない。

## 情報及び閲覧

### 規則98 特許及び特許出願についての情報

- (1) 特許又は特許出願に関する情報についての第105条に基づく請求を、次についてすることができる。
- (a) 第30条(2)にいう報告又は情報(場合により)が登録官によって受領された日
  - (b) 特許明細書又は特許出願が公告された時
  - (c) 特許出願が取下された、取下されたとみなされた、放棄されたとみなされた、拒絶された、又は拒絶されたとみなされた時
  - (d) 更新手数料が第35条(2)の適用上所定の期間内に更新手数料が納付されたか否か
  - (e) 第3条(3)にいう6月以内に更新手数料が納付されたか否か
  - (f) 特許が効力を停止した及び/又は特許回復の申請が出された時
  - (g) 登録簿に記入がなされた又は当該記入をする申請がなされた時
  - (h) 申請、請求又は手続が願書に特定されている場合、登録簿への記入又は公報における公告に係る申請又は請求がなされた若しくは手続が取られた時
  - (i) 規則99又は規則100に従って書類を閲覧することができる時
  - (j) 登録官が特定の場合に認める特許又は特許出願にいう他の詳細
- (2) 第115条(4)によって有効な特許に関する情報について、次の時についても請求をすることができる。
- (a) 登録証明書が交付された
  - (b) 特許が本命令に基づいて最初に更新された、かつ
  - (c) 廃止された発明法(第72章)に基づいて特許登録簿に記入がなされた時
- (3) 当該請求は、特許様式49とするものとし、求められる情報の各項に関しては別の様式が使用されなければならない。

### 規則99 書類の閲覧

- (1) (5)及び(4)に所定の制限に従うことを条件として、第27条に従っての特許出願の公告日後、登録官は、特許様式30で為される請求後、所定の手数料の納付後、出願又はその結果付与された特許に関して登録局に提出及び保管されるすべての書類が登録局で閲覧されることを許可する。
- (2) 第105条(4)又は(5)に定める状況が存在する場合、同一の制限及び規則102に従うことを条件として、登録官は、特許様式30で為される請求後、所定の手数料の納付後、第27条に従って公告前の当該書類の閲覧を許可する。
- (3) 第17条(2)に従って宣言がなされた場合、同条にいう出願及びその翻訳文の閲覧は、手数料の納付なく、(1)又は(2)に基づく請求に対して認められる。
- (4) (1)にいう制限は、次のとおりとする。
- (a) 書類は、登録局に提出されてから14日後までは閲覧に公開されてはならないこと。
  - (b) 登録局での使用目的のためにのみ登録局で作成された書類は、閲覧に公開されてはならないこと。
  - (c) 登録局の請求によるか否かを問わず、閲覧及びその後の送付者への返却のために登録局に送付された書類は、閲覧のために公開されてはならないこと。

(d) 規則65, 規則68 (2) , 規則98又は本条規則に基づいて為される請求は, 閲覧に公開されてはならないこと, また

(e) 規則100に基づいて登録官が秘密として取り扱うべき旨の指示を発する書類は, 同規則に従って許可されていない限り, 閲覧に公開されてはならないこと。

(5) 本規則における如何なる規定も, 次のとおりの書類又はその一部の公衆による閲覧を可能とする義務を登録官に課するものと解してはならない。

(a) 登録官の意見では人を害する虞がある方法でその者を誹る, 又は

(b) その公告又は実施が登録官の意見では, 不快な, 不道徳な又は反社会的な行動を助長すると一般に予想される。

(6) 書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供する(5)に基づく登録官の決定に起因して, 裁判所に上訴することはできない。

### 規則100 機密書類

(1) 特許様式以外の書類が登録局へ提出又は送付され, それを提出又は送付する者, 若しくは書類が関係する手続の何れかの当事者が, 書類の提出又は送付後14日以内に理由を付して請求する場合, 登録官は, それが秘密に扱われる旨指示することができ, 書類はその件が登録官によって決定中の間, 公衆の閲覧に公開されないものとする。

(2) 当該指示が出され取下されていない場合, 本条規則の如何なる規定も指示が関係する書類を登録官の許可なく閲覧することを何人に対しても許可又は要求するものと解してはならない。

(3) 登録官は, 本条規則に基づいて出した指示を取下しないものとし, 取下されていない指示が関係する書類を閲覧することをその者の請求で指示を出した者との事前相談なく(当該事前相談が合理的に実行可能でないことに登録官が納得する場合を除き)何人にも許可をしないものとする。

(4) 当該指示が出され又は取下される場合, その事実の記録がそれが関係する書類とともにファイルされなければならない。

(5) (1)にいう期間が規則114に基づいて延長される場合, 関連書類は, 公衆の閲覧に公開されないものとし, その期間が満了後延長される場合は, 関連書類は公衆の閲覧への公開を停止するものとし, 指示の請求が為される場合, その件が登録官によって決定されている間公衆の閲覧に公開されないものとする。

### 規則101 書誌情報の公開

次の書誌情報が第105条(3)(a)の適用上所定される。

(a) 出願番号

(b) 出願の出願日, 及び第17条(2)に基づいて宣言が為された場合, 当該宣言にいう各出願の出願日, 国及びファイル番号(あれば)

(c) 第20条に基づく命令に起因する出願人を含む出願人の名称

(d) 規則62に基づく出願人の名称の変更

(e) 発明の名称, 及び

(f) 出願が取下され, 取下されたものとみなされ, 放棄されたものとみなされ, 拒絶され又は拒絶されたものとみなされる場合, その事実。

#### 規則102 未公告の特許出願に関する情報の請求

(1) 第105条(4)に定める状況が存在する場合、第105条(1)に基づく請求は、その存在を証明する法定宣言書及び登録官が求める請求を裏付ける書証(あれば)を添えなければならない。

(2) 登録官は、請求、宣言及び証拠(あれば)の写しを特許出願人へ送付し、その後14日の満了までは請求に応じない。

## 総則

### 規則103 書類の送達

(1) 命令又は本規則によって登録局でへ提出又は登録局発着の送付をされることを許可又は要求される通知、出願又は他の書類は、郵便で送付することができ、送達及び提出は、その書類を含む書簡を適正に名宛し、前払いし投函することによってなされたものとみなされ、反証がない限り、通常の郵便業務においてその書簡が配達されるであろう時になされたものとみなされる。

(2) 命令又は本規則によって登録局でへ提出又は登録局発着の送付をされることを許可又は要求される通知、出願、請求又は他の書類は、登録官が発した実用指示に定める手続に従ってのファックス送信の手段によって提出又は送付することができる。

(3) 出願に従って特許を求める旨の表示を含む書類及び書類又はそれに関するもので所定の手数料の納付を必要としない交信は、次の規定に従うことを条件としてファクシミリによって伝達することができる。

(a) 送り手がファクシミリで書類を伝達することを試みたが、登録局によって受領された書類の一部又はすべてが判読できない若しくは書類の一部が登録局によって受領されていない場合、書類は提出されなかったものとみなされ、

(b) 判読可能性及び伝達の完了を保証する責任は送り手にある。

### 規則104 就業時間及び非就業日

(1) (4) 及び (6) に従うことを条件として、命令又は本規則に基づいて次の時間帯になされる業務は、当該種類の業務について非就業日でない翌日になされたものとみなされる。

(a) 当該種類の業務について登録局の就業時間後の何れかの日に

(b) 当該種類の業務について非就業日である何れかの日に

(2) 命令又は本規則に基づいて業務をなす期間が当該種類の業務をなすについての非就業日に満了する場合、当該期間は当該種類の業務を行うための非就業日でない翌日まで延長される。

(3) 疑義の回避のため、特許寄託箱によって特許出願に係る書類の提出についての期間が、当該方法での当該書類の提出についての非就業日に満了する場合、当該期間は、当該書類の提出のための特許寄託箱の利用可能性に拘らず、当該方法による当該書類の提出についての非就業日でない翌日まで延長される。

(4) 書類が、当該書類の提出業務のための非就業日でない何れかの日の夜12時より前の時刻に特許寄託箱によって提出される場合、当該書類は当該時刻及び当該日に提出されたものとみなされる。

(5) (4) の適用上、書類は完全な書類を構成するすべての紙面が特許寄託箱に寄託された場合に提出されたものとみなされる。

(6) 規則103 (3) に従うことを条件として、規則103 (3) にいう書類が、次のとおりである場合、当該書類は当該時刻及び当該日に登録局に送付又は提出され、また受領されたものとみなされる。

(a) ファクシミリ送達によって登録官又は登録局に伝達され、

- (b) 次によって受領される。
- (i) 当該伝達の受領のために登録局によって指定されたファクシミリ機械によって、及び
- (ii) ファクシミリ伝達による当該書類の登録局への提出業務のための非就業日でない何れかの日の夜12時より前の時刻に
- (7) (6) の適用上、次のとおりとする。
  - (a) 書類は、完全な書類を構成する用紙が当該項目にいうファクシミリ機械によって受領された場合、登録局に送付され、又は提出され受領されたものとみなされる。
  - (b) 当該号にいうファクシミリ機械によって記録された書類の受領日及び時刻は、反証があるまでは、書類が送付され、又は提出され、また登録局によって提出及び受領された日及び時刻とみなされる。
- (8) 「非就業日」とは、命令及び本規則において、何れかの特定の種類の業務に関して、当該種類の業務の公衆による取引の目的のために登録局が閉館中とみなされる日をいう。
- (9) 「特許寄託箱」とは、本条規則において、書類を投函するための口のある箱であって登録局の敷地に設置されそのように設計されたものをいう。

#### **規則105 瑕疵の訂正**

- (1) (2) に従うことを条件として、登録官手続において提出された書類は、登録官が適切と考える場合、補正することができ、登録局での手続における瑕疵は、登録官が指示する条件で更正することができる。
- (2) 次のとおりの瑕疵又は瑕疵の見通しがある場合、問題の時期又は期間が登録官は変更を指示することができるが変更し直すことはできない。
  - (a) 本規則に所定の時期又は期間についての限定の不順守から構成されるもので、本条規則に基づく指示がないために発生した又は発生する虞があると登録官に見える瑕疵
  - (b) 登録局における誤謬、不履行又は遺漏に全体的又は部分的に帰することができる瑕疵
  - (c) 更正すべきと登録官に見える瑕疵
- (3) (2) は、規則114又は116に基づく時期又は期間を延長する登録官の権限を害さない。

#### **規則106 登録官による免除**

本規則に基づいて、行為又は事を為すことを何人かが求められる、又は書類又は証拠が作成又は提出を求められ、合理的な理由で当該人がその行為又は事をするのができない又は当該書類又は証拠が作成又は提出されることができないことが登録官が納得するように示される場合、登録官は、当該証拠の作成時に登録官が適切と考える条件に従うことを条件として、当該行為又は事を為すこと又は当該書類又は証拠の作成又は提出を免除することができる。

#### **規則107 証拠の提出**

- (1) 本規則に基づいて証拠を提出することができる場合、法定宣言書又は宣誓供述書によるものとする。
- (2) 原本の法定宣言書又は宣誓供述書が提出されるものとする。ただし、登録官が特定の場合にその写しを提出することができと指示する場合は別とする。
- (3) 登録官が別段の指示をしない限り、登録官は次のとおりとする。
  - (a) 登録官が特定の場合に適切と考える場合、当該証拠の代わりに又は追加して、次のとお

りとすることができる。

- (i) 口頭証拠を取る，又は
- (ii) 陳述書又は書証を受理し，
- (b) 証人によって提出された証拠に関して証人が反対尋問されることを認める。

#### **規則108 法定宣言書及び宣誓供述書**

原本又は写しが命令又は本規則に基づいて提出される法定宣言書又は宣誓供述書は，次のとおり作成され署名されるものとする。

- (a) ブルネイ・ダルサラームにおいて，治安判事又は執行官又は法律手続の適用上の宣誓を管理することを成文法によって授權されている他の官吏の面前で
- (b) ブルネイ・ダルサラーム以外の連邦の部分において，裁判官，治安判事又は法律手続の適用上の宣誓を管理することを成文法によって授權されている官吏の面前で
- (c) 他所において，ブルネイ・ダルサラーム領事又は副領事又はブルネイ・ダルサラーム副領事の権能を果たす他の者の面前で，又は公証人，判事又は法律手続の適用上の宣誓を管理することを成文法によって授權されている官吏の面前で

#### **規則109 書類の認容**

当人の面前で宣言がなされ署名されたことの証言として，規則108によって宣言を取ることを授權された者の印又は署名を添付，刻印又は記入したことを示している書類は，印又は署名若しくはその者の公的資格又は又は宣言を取る権限の真正性の証明なく登録官によって認められる。

#### **規則110 書類の提供に関する指示**

次の何れかの段階において，登録官は，自己の必要に応じ当該書類，情報又は証拠が自己が定める期間内に提供されるよう指示することができる。

- (a) 登録官手続，又は
- (b) 命令又は本規則に基づく他の事項

#### **規則111 雑書類の提出**

次の場合，当該書類は特許様式99で提出するものとする。

- (a) 特定番号の様式が，当該様式が登録局に提出される時に書類を伴うことが規定又は指示されており，当該様式が当該書類を伴わず提出される。
- (b) 何人かが登録局に書類を提出することを望み（登録官又は登録局への書簡以外），当該書類が特定番号の様式を使用して提出されるための規定又は指示がない。又は
- (c) 登録官が書類が特許様式99を使用して提出されるべきことを指示している。

#### **規則112 裏付陳述書又は証拠**

(1) (2)にいう規則によって，通知又は申請が陳述書又は証拠によって裏付けられることを求められる場合，当該陳述書又は証拠は，通知が出される又は申請がなされる日に又はその後14日以内に提出されるものとする。

- (2) (1)にいう規則は，規則56(3)，規則58(1)，規則60(3)，規則78(1)，規則79(2)，

規則91(2)及び規則97(7)である。

### 規則113 登録官による科学顧問の任命

(1) 登録官は、何時でも自主的に命令又は本規則に基づく手続において、登録官の指示に応じ次の何れかによって自己を援助する顧問団の中から科学顧問を任命することができる。

(a) 手続の聴聞において登録官と同席することによって、又は

(b) 法律の疑問又は解釈に係らない事実問題又は意見に関する調査又は報告によって

(2) (1)に基づく科学顧問の任命時、登録官は自己の任命した顧問をすべての手続当事者に通知する。

(3) 任命された顧問に提出される疑問及び当人に与えられる指示は、当事者間の合意が得られない場合、登録官によって解決される。

(4) 命令又は本規則に基づく手続において援助することについての、任命された顧問の報酬は、その手当及び経費を含め、第5附則の規定に従って登録官によって定められるものとする。

(5) 任命された顧問の報酬支払の規定における登録官の他の命令を害することなく、当事者は、単独で又は手続に2以上の当事者がある場合は共同で (jointly and severally) 任命された顧問の報酬として定められる金額を支払う責任を負うものとする。

(6) 任命された顧問の報酬の当事者による支払、又は手続の2以上の当事者がある場合は複数の当事者による支払は、登録官が指示する方式及び方法でなされるものとする。

(7) 命令又は本規則に基づく手続がブルネイ・ダルサラームにおいて居住もせず事業も行わない当事者によって提起される場合、登録官は任命された顧問の報酬の担保を提供することを当事者に求めることができ、当該担保の提供が不履行の場合、手続が放棄されたものとみなすことができる。

### 規則114 期限の変更

(1) 行為を為す又は手続をするために本規則によって所定の又はそれに基づいて登録官によって定められた時期又は期間は、(3)及び(4)の規定で定められた時期又は期間以外は、当事者による書面による請求で、登録官が適切と考える場合、登録官が指示する当事者に対する事前通知と条件で登録官によって延長することができる。

(2) 当該行為をなす又は当該手続を取るための時期又は期間が満了しているに拘らず、延長が(1)に基づいて与えられることができる。。

(3) (1)にいう規定は、次のとおりとする。

(a) 規則8(1)、規則9(1)、(2)及び(3)、規則10(1)及び(2)(a)、規則22(2)、規則29(5)、規則30(1)及び(5)(a)、規則32(a)、(b)、(c)及び(d)、規則37(2)、規則48(6)及び(7)(c)、規則50(1)、規則52、規則54(1)及び(3)、規則55(1)及び(2)、規則56(2)、規則57(4)及び(8)、規則58(1)、規則60(2)、規則78(1)、規則79(1)、規則80、規則91(1)、規則92(3)、規則97(4)及び(6)及び第4附則4(2)

(b) 規則29(3) (ただし、規則29(4)(a)及び(b)に基づいて所定の書類の提出に関するものを除く)

(c) 規則30(4) (ただし、規則30(6)(b)に基づいて所定の情報の提供及び規則30(7)に基づいて所定の書類の提出に関するものを除く)

(d) 規則37(5) (ただし、規則37(7)に基づいて所定の情報の提供及び規則37(8)に基づい

て所定の書類の提出に関するものを除く)

(4) 次に所定の時期又は期間は、先に延長されていない場合、延長を求める期間の終期前に特許様式50の提出によって3月を超えない期間延長される。

(a) 規則10(5), 規則11(1)又は(4), 規則12(1), 規則21(1), 規則22(11), 規則29(2), 規則32(e), (f)又は(g), 規則40, 規則45, 規則47(1)又は(2), 規則58(5), 規則98(1), (6), (8)又は(9), 規則118(4)又は(5)(b)又は第4附則1(3)

(b) 規則29(3)(規則29(4)(a)及び(b)に基づいて所定の書類の提出に関する限り)

(c) 規則30(4)(規則30(6)(b)に基づいて所定の情報の提供及び規則30(7)に基づいて所定の書類の提出に関する限り)

(d) 規則37(5)(規則37(7)(b)に基づいて所定の情報の提供及び規則37(8)に基づいて所定の書類の提出に関する限り)

(5) 手続において、(4)にいう時期又は期間の2以上が同日に満了する場合(その場合に限り), 当該時期又は期間は、単一の特許様式50の提出によって延長することができる。

(6) (4)に拘らず、ただし、(7)に従うことを条件として、次のとおりとする。

(a) (4)の規則に所定の時期又は期間は、時期又は期間(規則(4)に基づいて取得した延長を含め)が満了しているに拘らず特許様式52でなされる請求で、登録官が適切と考える場合、延長又は再延長することができる。

(b) 登録官は、次のとおり本条規則に基づいて延長又は再延長を認めることができる。

(i) 登録官が指示する条件で、かつ

(ii) 請求の理由を示す法定宣言書又は宣誓供述書の提供を条件として

(7) 規則92(1)に基づく期間が満了し期間を延長する請求が次の日から42月以内に規則(6)に基づいてなされる場合、登録官は、請求の理由を示す法定宣言書又は宣誓供述書を検討して請求を発生させる遅延が意図的でないことに自己が納得する場合、12月を超えない期間の延長を認める。

(a) 宣言された優先日、又は

(b) 宣言された優先日がない場合、特許出願日

(8) 同一の手続における2以上の時期又は期間の延長について、延長が共通の日(その場合に限り)に対してなされる場合、単一の請求を(6)に基づいてすることができる。

(9) (6)に基づく請求の検討後、請求された延長(又は、(8)に該当する場合は、請求された何れか又はすべての延長)が認められると登録官が決定する場合、登録官は相応に申請人に通知日し当人に通知が送付される日後2月以内に特許様式53を提出するよう求め、その受領時に登録官は、決定に従って延長を実施する。

(10) 本規則に基づいて紛争当事者が証拠を提出することができる期間が、他の当事者が本規則に基づいて証拠を提出することができる期間の満了後に始まる場合に、当該他の当事者が証拠又は追加証拠の提出を望まない旨を登録官に通知する場合、登録官は最初にいう当事者が証拠を提出することができる期間は指示に定める日に始まる旨を指示することができ、紛争当事者のすべてに当該日を通知する。

## 規則115 時期の延長によって影響を受ける者の保護及び補償

(1) 第27条に基づいて公告された特許出願に関する、又は求められる期間内に公告されてな

い (has not been so done) 命令又は本規則に基づく手続における行為について規則105(2), 規則114(1)又は規則114(6)に基づいて3月を超える時期の延長を登録官が認めた場合, 登録官は自己の決定の通知を公報に公告する。

(2) 第27条に基づいて公告された特許出願に関する, 又は命令又は本規則に基づく手続における行為について規則105(2), 規則114(1)又は規則114(6)に基づいて3月を超える時期の延長を登録官が認めた又は3月を超える時期の延長の申請を登録官が拒絶した場合であって, 裁判所が第87条及び第88条に基づいて登録官の決定を再審理しそのように破棄された決定の替わりの決定をする場合, 登録官は裁判所決定の通知を公報に公告させる。

(3) (1)又は(2)にいう通知が公告された場合, それに関して延長が認められた行為又は手段が認められた期限内に取られていないことを理由として, 発明及び当該特許出願の主題を実施した又は実施するために契約又は他によって具体的な手段を講じた者は, 発明の実施を継続する権利を有するが, その権利はその発明に関しての他人に対するライセンスの付与には及ばない。

(4) (3)によって付与された権利の権原がある者が業として発明を利用した又は利用するために手段を講じた場合, 当該人は, 次のとおりとすることができる。

(a) 当人のその時の当該業務におけるパートナーに発明を実施することを許可し,

(b) 当該権利を譲渡する又は死亡時(又は, 法人の場合, その解散時)に業務の当該部分を取得する者に移転する。

(5) (3)又は(4)によって付与される権利の行使において, 製品が他人に処分される場合, 当該他人及びその者を通じて主張する者は, その製品が特許の登録所有者によって処分されたものとしてその製品を取り扱うことができる。

### 規則116 時期又は期間の計算

(1) 何れかの日に次の事がある場合, その日を中断がある日として登録官は証明することができ, 通知, 申請又は他の書類を出し, 作成し又は提出するために命令又は本規則に定める時期の期間がそのように証明された日に満了する場合, 期間はそのように証明されていない最初の次の日(非就業日でない)に延長される。

(a) 全体的な中断又はその後のブルネイ・ダルサラームにおける郵便業務の混乱, 又は

(b) 登録局の正常業務の中断を起こす出来事又は状況

(2) 本条規則によって与えられる登録官の証明書は, 登録局の掲示版に公告される。

(3) 特許出願(「問題の出願」)に関して, 第17条(2)の適用上先の関係出願を特定する宣言をすることが望まれ, 先の関係出願の出願日直後の12月の期間が第108条の適用上の非就業日である日に終わる場合, 宣言が登録局が当該業務の取引のために開いている最初の後続日になされる場合, 当該期間は, 先の関係出願の出願日と問題の出願に関して宣言がなされる日の両方を含むように変更される。

(4) 当該宣言をなすことが望まれ(3)にいう先の関係出願の出願日から12月の期間が, 中断がある日として(1)に基づいて証明される日に終期となる場合であって, 宣言が中断の終了後の最初の日になされる場合, 当該期間は, 先の関係出願の出願日と問題の出願に関して宣言がなされる日の両方を含むように変更される。

(5) 中断がある日として(1)に基づいて証明された日又は第108条の適用上非就業日である日の直後の日に特許出願がなされた場合, 第14条(4)に定める12月の期間は, そのように証

明されておらずそのように非就業でもない隣接の前日から計算される。

(6) 何れかの特定の場合に、次の期間内に通知、申請又は他の書類を出し、作成し又は提出することの不順守が全体的に又は主にブルネイ・ダルサラームにおける郵便業務の停止又は不当な遅延に起因することに登録官が納得する場合、

(a) 当該発出、作成又は提出のための命令又は本規則に定める期間

(b) 第14条(4)の(a)、(b)、(c)又は(d)に該当する発明を構成する事項の開示に続く12月の期間、又は

(c) (3)にいう12月の期間

登録官は、登録官が適切と考える場合、次のとおりとすることができる。

(i) それが通知、申請又は他の書類の名宛人による受領の日(又は、当該受領日が非就業日の場合、非就業日でない最初の翌日)に終わるように発出し作成し又は提出する期間を延長する。

(ii) 開示の日にそれが始まり登録官による特許出願の受領の日(又は、当該受領日が非就業日の場合、非就業日でない最初の翌日)に終わるように(b)にいう12月の期間が変更される旨を決定する。又は

(iii) 先の関係出願の出願日と当該出願を特定する宣言が登録局によって受領される日(又は、当該受領日が非就業日の場合、非就業日でない最初の翌日)(場合により)の双方を含むように(3)にいう12月の期間が変更される旨を、夫々の場合他の当事者に対する登録官が指示する事前通知と条件の上で決定する。

### 規則117 書類の写し

(1) 公告されたブルネイ・ダルサラーム明細書又は出願以外の書類が、命令又は本規則によって登録局に提出し又は登録官に送付することが求められる付託、通知、陳述書、答弁書又は証拠において言及される場合、当該書類の写しの1が付託、通知、陳述書、答弁書又は証拠が提出又は送付されることが出来る期間内に登録局に提供されなければならない。

(2) 証拠の写しが何人かに直接送付されることが命令又は本規則によって求められる場合、当該書類において言及される書類の写しも当該人に直接送付されなければならない。

### 規則118 翻訳文

(1) 命令又は本規則に明示的に規定される場合を除き、命令又は本規則に従って次のものが登録局に提出され又は登録官に送付される場合、本条規則が適用される。

(a) 英語以外の言語による書類又は書類の一部、又は

(b) 書類又は書類の一部の英語翻訳文

(2) (3)に従うことを条件として、登録局に提出される又は登録官に送付される書類又は書類の一部が英語以外の言語である場合、書類又は書類の一部の英語翻訳文が書類又は一部とともに提出又は送付されなければならない。

(3) 書類又は一部が特許協力条約に基づいて英語に翻訳されたか又はされる場合、登録官は書類又は一部が登録局に提出され又は登録官に送付された後に英語翻訳文が提出又は送付されることを許可することができる。

(4) 書類又は書類の一部の英語翻訳文が、(2)に基づいて登録局に提出され又は登録官に送付される場合、次のとおりとする。

- (a) 登録官は、自己の意見でそれが不正確である場合、翻訳文の受理を拒絶することができる。
- (b) 当人がそうする場合、
  - (i) 当人は、翻訳文を提出又は送付した者に翻訳文の受理の当人による拒絶を通知しなければならない。
  - (ii) 書類又は一部の別の英語翻訳文が、登録官の通知日後2月以内に提出又は送付されなければならない。
- (5) 書類又は一部の英語翻訳文が(2)に基づいて登録局に提出され又は登録官に送付される場合、次のとおりとする。
  - (a) 翻訳文とともに次の真正確認書の写しが提出又は送付されなければならない、
    - (i) 登録官の求めらに従って作成され、
    - (ii) 翻訳文が書類又は一部の原文に対応することを確認する
  - (b) 登録官は、真正確認書類の原本が通知日後2月以内に登録局に提出され又は登録官に送付されることを通知によって求めることができる。
- (6) 登録局に提出され又は登録官に送付された書類又は書類の一部が英語以外の言語である場合、次の場合を除き登録官は書類又は一部が提出又は送付されなかったものとみなすことができる。
  - (a) 書類又は一部とともに次のものが送付又は提出される
    - (i) 書類又は一部の英語翻訳文、及び
    - (ii) 翻訳文に関して作成された(5)(a)に基づく真正確認書の写し
  - (b) 登録官が(5)(b)に基づいて通知書を発した場合に、真正確認書の原本が通知日後2月以内に登録局に提出され又は登録官に送付される。
- (7) (4)、(5)及び(6)(a)(ii)及び(b)は、特許協力条約に基づいて英語に翻訳された書類又は書類の一部には適用されない。

#### **規則119 書類の公告及び販売**

登録官は、登録官における明細書及び他の書類並びに当該書類の索引及び縮刷版又は要約版の写しの公告及び販売を手配することができる。

#### **規則120 公報**

- (1) 登録官は、特許の出願及び付与並びに命令に基づく他の手続の詳細並びに当人が一般的に有用又は重要とみなす他の情報を含む公報を発行する。
- (2) 公報は「特許公報」と称する。
- (3) 登録官が別段の指示をしない限り、公報は毎月発行する。

#### **規則121 事案の報告**

登録官は、次の報告を随時発行することができる。

- (a) 当人によって決定される特許に関する事案
- (b) 裁判所又は機関(ブルネイ・ダルサラームにおけるか他所におけるかを問わず)によって決定される特許に関する事案(命令に基づくか否かを問わず)であって当人が一般的に有用又は重要とみなすもの



## 国際出願

### 規則122 国際出願の提出

(1) 登録局が特許協力条約に基づく権限ある受理官庁である場合、国際特許出願は英語で3部を登録局で提出しなければならない。

(2) 国際特許出願の3部に満たないものがそのように提出された場合、合計を3部にするために必要となる写しの数の登録局による作成時、出願人は、請求を受け、必要となる追加写しの作成についての適正な費用を登録局へ納付しなければならない。

### 規則123 国際出願の手数料

(1) (5)に従うことを条件として、特許協力条約に基づく規則の規則14に言う移転手数料の納付は、それが関係する国際特許出願が登録局に提出された日後1月以内に特許様式54を添えて登録局にするものとする。

(2) 特許協力条約に基づく規則の規則19.4(a)に従って受理官庁として国際事務所の代わりに登録局によって国際特許出願が受理されたとみなされる場合、登録局による出願の移転は、当該規則の規則19.4(b)に基づく手数料の納付を条件とする。

(3) (5)に従うことを条件として、特許協力条約に基づく規則の規則15.1にいう提出手数料の納付は、当該規則の規則15.4にいう期間内に登録局にするものとする。

(4) (5)に従うことを条件として、特許協力条約に基づく規則の規則16.1にいう調査手数料の納付は、当該規則の規則16.1(f)にいう期間内に登録局にするものとする。

(5) (1)、(3)又は(4)にいう手数料の納付が該当規則に基づいて所定の期間(本条規則で指定期間という)内に登録局になされない場合、次のとおりとする。

(a) 登録局は、未納手数料及び特許協力条約に基づく規則の規則16の2の2に従って計算された遅延納付手数料を通知が出願人に送付された日後1月以内に登録局に納付するよう出願人に求める通知を出願人に出し、

(b) 指定期間は、未納手数料に関して(a)にいう1月の期間の終期まで満了しないものとみなされる。

(6) 国際特許出願が受理官庁としての登録局で提出され、特許協力条約に基づく規則の規則26の2の3(a)に基づいて請求がなされた場合、所定の手数料の納付は、当該規則の規則26の2の13(e)にいう期間内に登録局になされるものとする。

### 規則124 認証謄本

特許協力条約に基づく規則の規則17.1又は規則21.2に基づく、受理官庁としての登録局に提出された国際特許出願及びそれに対する訂正の認証謄本の請求は、特許様式31で為し該当手数料を伴うものとする。

### 規則125 手数料通貨

規則123及び規則124にいう手数料は、ブルネイドルで納付するものとする。

第1附則 規則3及び規則65

納付手数料

	手続事項	金額 ドル	対応様式番号
1	特許付与請求の提出	160	1
2	第20条(1)又は第48条48(1)に基づく付託	450	2
3	次の場合の答弁書の提出に関して (a) 第20条又は第48条に基づく命令の発令に対する異議申立に関して (b) 第22条に基づく請求に対する異議申立 (c) 第23条(5)に基づく付託に関して (d) 第24条に基づく申請に対する異議申立 (e) 第38条に基づく異議申立通知に対する応答として (f) 第41条に基づく異議申立通知に対する応答として (g) 第49条(5)に基づく付託に関して (h) 第55条(3)に基づく申請に関して (i) 第56条(7)に基づく異議申立通知に対する応答として (j) 第65条(3)に基づく付託に関して (k) 不侵害の宣言についての第76条に基づく申請を争うに関して (l) 特許取消についての第77条に基づく申請を争うに関して (m) 誤謬、誤記又は錯誤に対する第104条(2)に基づく異議申立通知に応答して	40	3
4	登録官による許可についての第20条(5)又は第48条(3)に基づく申請に関して	50	4
5	第22条に基づく指示の請求に関して	450	5
6	ライセンスの問題を決定するための第23条(5)又は第49条(5)に基づく付託に関して	450	6
7	第24条(1)及び/又は第24(3)に基づく登録官への申請に関して	450	7
8	発明者の資格及び特許付与を受ける権利の陳述書の提出に関して	-	8
9	第27条(2)に基づく早い公告の請求に関して	50	9
10	第27条(1)に基づく特許出願の取下通知の提出に関して	-	10
11	調査報告又は補助調査報告の請求の提出に関して	1,750	11
12	調査及び審査報告の請求の提出に関して	2,600	12
13	規則46(1)にいう情報の請求の提出に関し	-	14

	て		
14	特許性に関する国際予備報告に依拠する意図の通知の提出に関して	-	15
15	審査報告の請求の提出に関して	1,100	16
16	付与前に出願を補正する請求に関して	-	17
17	第31条又は第39条に基づく意見書に対する応答の提出に関して	-	18
18	次の場合に付与証明書が発行されることの請求に関して- (a) 規則49(3)が守られるときに、特許出願が特許明細書において25以下のクレームを有する場合 (b) 規則49(3)が守られるときに、特許出願が特許明細書において26以上のクレームを有する場合	200  200 25クレームを超える各クレームについて20加算	19
19	更新手数料(ライセンスが権利として利用に供される旨の記入の回復又は抹消に従っての返金更新手数料の支払を含まない)更新手数料の納付に関して (a) 特許の5年次, 6年次又は7年次に関して毎年 (b) 特許の8年次, 9年次又は10年次に関して毎年 (c) 特許の11年次, 12年次又は13年次に関して毎年 (d) 特許の14年次, 15年次又は16年次に関して毎年 (e) 特許の17年次, 18年次又は19年次に関して毎年 (f) 特許の20年次 (g) 特許の20年次より後の毎年	-  160 270 350 450 550 650 950	20
20	第35条(3)に基づく追加更新手数料の納付に関して (a) 1月を超えない (b) 各後続月(ただし, 6月を超えない)	50 100	21
21	付与後に明細書を補正する申請に関して	100	22
22	付与後の明細書の補正に対する異議申立の通知に関して	480	23
23	特許回復の申請に関して	500	24
24	特許回復申請の追加手数料の納付に関して	300	25
25	特許を放棄する申出に関して	70	26
26	特許を放棄する申出に対する異議申立の通知に関して	250	27
27	特許又は特許出願の権利に影響する取引, 証書又は事件を登録又は通知する申請-当該取	70	29

	引、証書又は事件によって影響を受ける各特許又は特許出願について		
28	次についての1又はそれ以上の特許又は特許出願に関しての請求の提出に関して- (a) 名称の変更又は訂正の夫々 (b) 宛先(送達宛先でない)の変更又は訂正の夫々	12	28
29	次についての特許又は特許出願の夫々に関しての請求の提出に関して- (a) 送達宛先の変更又は訂正の夫々 (b) 登録簿又は関係書類における誤謬の訂正の夫々 (c) 翻訳文又は翻字の誤謬, 又は特許明細書, 特許出願, 特許又は特許出願との関連で提出される書類における誤記又は錯誤の訂正の夫々	12	28
30	次についての雑情報の提供又は入手についての請求に関して- (a) 特許又は特許出願に関するファイル又は書類の夫々を閲覧する手数料 (b) ファイル又は書類の夫々を提供する手数料 (c) 登録局の職員によって他の書類の各頁又はその一部を写真複写する手数料 (d) 書類が公開調査室に置かれている場合- (i) 蓄積価値カードを使用して書類の各頁又はその一部をセルフサービスで写真複写する手数料 (ii) 登録局の職員によって各頁又はその一部を写真複写する手数料	6.50 6 0.30 0.15 0.30	30
31	登録官の証明書の請求に関して- (a) 次についてのスタンプの押印によって- (i) 最初の20枚について (ii) その後の追加枚数の夫々について (b) 書類に次の印をし添付して- (i) 最初の20枚について (ii) その後の追加枚数の夫々について (c) 特許協力条約に基づく規則の規則17.1(b)に基づく優先権書類に関して (d) 規則124に基づく国際特許出願の認証謄本に関して	18 0.30 30 0.30 50 28	31
32	登録簿における裁判所命令の記入の申請に関して	10	32
33	特許に基づくライセンスが権利として利用可能であるべき旨の記入が登録簿になされることの所有者による申請に関して	70	33

34	実施許諾用意の条件の設定についての申請 に関して	380	34
35	登録簿における記入の抹消についての第56 条(1)又は第56条(3)に基づく申請に関し て	70	35
36	登録簿における記入の抹消についての第56 条(1)又は第56条(3)に基づく申請に対す る異議申立の通知に関して	90	36
37	侵害についての紛争の登録官に対する付託 に関して	280	37
38	不侵害の宣言の申請に関して	280	38
39	特許取消についての第77条に基づく申請に 関して	500	40
40	登録官の指示に対する特許再審査の請求に 関して	900	41
41	第83条(3)に基づく国内段階への移行につ いての所定の手数料の納付に関して	160	42
42	所定の手数料の納付及び翻訳文の公告の請 求に関して	70	43
43	国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)が 命令に基づく出願として取り扱われること の登録官に対する申請に関して	160	44
44	登録官の裁量権の行使の請求に関して	100	48
45	代理人の任命又は代替の許可の宣言に関し て	10 特許又は特 許出願の 夫々につい て	46
46	規則 97(4)に基づく登録官の請求受領時の 公告手数料の納付に関して	18	47
47	誤謬, 誤記又は錯誤の訂正に対する異議申立 の通知に関して	100	48
48	特許又は特許出願に関する情報の請求に関 して	24	49
49	規則 114(4)に基づく各時期又は期間の延 長についての請求に関して - 延長を求める 各月又は月の一部について	200	50
50	規則114(6)に基づく時期又は期間の夫々の 延長についての請求に関して	200	52
51	規則 114(9)に基づく各時期又は期間の延 長についての追加手数料の納付に関して - 延長が認められる各月又は月の一部につい て	200	53
52	次の場合に第29(7)及び第30(1)(a)に基 づく期間の延長についての請求に関して- (a) 出願が, 第83条(3)に基づいてブルネ イ・ダルサラームで国内段階に入った国際特 許出願(ブルネイ・ダルサラーム)でない場	1,800	51

	合 (b) 出願が、第83条(3)に基づいてブルネイ・ダルサラームで国内段階に入った国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)である場合	Nil	
53	特許協力条約に基づく規則の規則14に基づく移転手数料の納付に関して	150	54
54	特許協力条約に基づく規則の規則26の2の3(a)に基づく請求に関して規則123(6)に基づく手数料の納付に関して	250	-
55	微生物の見本の解放を許可する証明書の請求に関して	15	55
56	専門家に微生物の見本の利用可能性を制限する意図の通知に関して	15	56
57	専門家に微生物の見本の解放を許可する証明書の請求に関して	15	57
58	次についての第55条又は第56条に基づく更新手数料の納付に関して- (a) 特許の5年次, 6年次又は7年次に関して毎年 (b) 特許の8年次, 9年次又は10年次に関して毎年 (c) 特許の11年次, 12年次又は13年次に関して毎年 (d) 特許の14年次, 15年次又は16年次に関して毎年 (e) 特許の17年次, 18年次又は19年次に関して毎年 (f) 特許の20年次 (g) 特許の20年次より後の毎年	80 135 175 225 275 325 475	58
59	第36条に基づく特許の存続期間を延長する申請に関して	950	59
60	次の場合に、第39条に基づく付与後の調査及び審査報告の請求の提出に関して- (a) 審査官がオーストリア特許庁である場合 (b) 審査官がデンマーク特許商標庁である場合 (c) 審査官がハンガリー特許庁である場合	2,680 3,100 2,680	60
61	第26条(7)(c)又は(8)又は第28条(8)に基づく1又は2以上の書類の提出に関して	-	61
62	規則9(2)に基づく宣言又は規則9(3)に基づく請求の提出に関して	120	62
63	規則10(2)に基づく請求の提出に関して	250	62
64	雑書類の提出に関して	-	99
65	登録局の公開調査室での特許コンピュータ		

	一施設の使用に関して次のとおり (a) 特許調査ターミナルを使用するのログ オンアクセスの1時間又はその一部毎 (b) 印刷された情報の各紙毎	2  0.30	
66	次の一部購入 (a) 特許公報 A (b) 特許公報 B	10 36	

## 第2附則 規則4(3)

### 様式の説明

様式	様式の説明
証明書様式1	付与証明書
証明書様式2	特許存続期間の延長証明書
特許様式1	第25条に基づく特許付与の請求
特許様式2	第20条(1)及び第48条(1)に基づく付託
特許様式3	答弁書
特許様式4	登録官による許可についての第20条(5)又は第48条(3)に基づく申請
特許様式5	第22条に基づく指示の請求
特許様式6	ライセンスの問題を決定するための第23条(5)又は第48条(5)に基づく付託
特許様式7	24(3)第24条(1)及び/又は第24条(3)に基づく登録官への申請
特許様式8	第24条に基づく発明者資格及び特許付与を受ける権利の陳述書
特許様式9	第27条(2)に基づく早い公告の請求
特許様式10	27(1)第27条(1)に基づく特許出願の取下
特許様式11	調査報告又は補助調査報告の請求
特許様式12	調査及び審査報告の請求
特許様式13	所定の詳細の提供
特許様式14	所定の情報の提供
特許様式15	第29条(2)(e)(ii)に基づいて特許性の国際予備報告に依拠する意図の通知
特許様式16	審査報告の請求
特許様式17	第31条(2)に基づいて付与前に出願を補正する請求
特許様式18	第31条又は第39条に基づく意見書に対する答弁
特許様式19	第30条に基づく特許付与手数料の納付
特許様式20	第35条(2)又は第56条(2)に基づく更新手数料の納付
特許様式21	第35条(3)に基づく追加手数料の納付
特許様式22	第38条に基づく付与後の明細書補正の申請
特許様式23	第38条又は第80条に基づく付与後の明細書補正に対する異議申立の通知
特許様式24	第40条に基づく特許回復の申請
特許様式25	第40条に基づく特許回復の申請に関する追加手数料
特許様式26	第41条(1)に基づく特許を放棄する申出
特許様式27	第41条(2)に基づく特許放棄の申出に対する異議申立の通知
特許様式28	第104条に基づく名称、宛先又は送達宛先の変更、又は誤謬、誤記又は錯誤の訂正の請求
特許様式29	第44条に基づいて特許又は特許出願に対する権利に影響する取引、証書又は事件を登録する又は通知する申請
特許様式30	第43条又は第105条に基づく雑情報の請求
特許様式31	第46条に基づく登録官の証明書の請求
特許様式32	第44条に基づいて登録簿に裁判所命令を記入する申請
特許様式33	第55条(1)に基づいて特許に基づくライセンスが権利として利用可能である旨の登録簿への記入の申請

特許様式34	第55条(3)に基づく実施許諾用意の条件設定の申請
特許様式35	登録簿における記入の抹消についての第56条(1)又は(3)に基づく申請
特許様式36	登録簿における記入の抹消についての第56条(1)又は(3)に基づく申請に対する異議申立の通知
特許様式37	第65条(3)に基づく侵害についての紛争の登録官に対する付託
特許様式38	第76条に基づく不侵害の宣言の申請
特許様式39	特許の対応出願に関する情報の申請
特許様式40	第77条に基づく特許取消の申請
特許様式41	第77条に基づく登録官指示に対する特許再審査の請求
特許様式42	第83条(3)に基づく国内段階への移行についての手数料の納付
特許様式43	第83条(7)に基づく所定手数料の納付と翻訳文公告の請求
特許様式44	国際出願が命令の第82条に基づく出願として取り扱われることの登録官に対する申請
特許様式45	第89条に基づく登録官の裁量権の行使の請求
特許様式46	代理人が任命された場合又は1代理人が別代理人を代替する場合の授權の宣言
特許様式47	第104条に基づく訂正案の公告についての追加手数料
特許様式48	第104条に基づく誤謬、誤記又は錯誤の訂正に対する異議申立の通知
特許様式49	第105条に基づく特許又は特許出願に関する情報の請求
特許様式50	規則114(4)に基づく時期又は期間の延長の請求
特許様式51	第29条(7)及び第30条(1)(a)に基づく期間延長の請求
特許様式52	規則114(6)に基づく時期又は期間の延長の請求
特許様式53	規則114(9)に基づく時期又は期間の延長の追加手数料
特許様式54	特許協力条約に基づく規則の規則14に基づく移転手数料の納付
特許様式55	微生物の見本の解放を許可する証明書の請求
特許様式56	専門家に微生物見本を利用可能とすることの制限意図の通知
特許様式57	専門家に微生物見本を解放する許可の証明書の請求
特許様式58	第55条(3)(d)に従っての更新手数料の納付
特許様式59	第36条に基づく特許存続期間の延長の請求
特許様式60	第39条に基づく付与後の調査及び審査の請求
特許様式61	第26条(7)(c)又は(8)又は第28条(8)に基づく書類の提出
特許様式62	規則9(2)に基づく宣言又は規則9(3)又は規則10(2)に基づく請求
特許様式99	雑書類の提出

### 第3附則 規則5及び7

#### 料金表

##### 第1部-基本料金

項目	事項	金額
1	異議申立通知の作成及び提出又は事案の陳述書を添えた取消の申請	\$200
2	答弁書の作成及び提出	\$150
3	異議申立通知, 取消申請又は答弁書の証拠の作成及び提出	\$200-\$800
4	異議申立通知, 取消申請又は答弁書の吟味 (per folio)	\$2
5	すべての中間手続への準備	\$25-\$120
6	すべての中間手続への出席	\$25-\$50
7	聴聞の準備	\$500-\$1,500
8	弁護士又は事務弁護士なしの特許代理人による聴聞出席	\$100(時間当たり) 1日\$450上限
9	説示役弁護士又は事務弁護士付きの特許代理人による聴聞出席	\$60(時間当たり) 1日\$270上限
10	弁護士又は事務弁護士手数料	\$120(時間当たり) 1日\$540上限
11	料金請求書の作成	\$2
12	算定管理及び登録官の証明書又は命令の取得	\$50-\$120

##### 第2部-追加費用

###### 1.

登録官手続に関して本規則に所定の手数料を納付した者は, 手数料金額の支払を受ける。

###### 2.

登録官手続に出席する者は, 次の支払を受ける。

(a) その者の通常の居住地と当該目的のために出席する場所との間の交通に生じた経費の合理的な金額, 及び

(b) その者が通常の居住地から離れて一泊する必要がある場合, 食事及び宿泊のための日額上限\$250までの手当としての合理的な金額

###### 3.

当人の職業的, 科学的又は他の専門技術又は知識のために証人として登録官の前に出頭するよう召喚される者は, 次の金額の支払を受ける。

(a) 当該人がその職業において, 賃金, 月給又は手数料で報酬を受けている場合, 当該目的での登録官への出頭のために当該人に支払われない賃金, 月給又は手数料の額に等しい額, 又は

(b) 他の場合、当該人がそのように出席する夫々の日について\$100以上、\$150以下の金額

## 第4附則 規則23, 24及び114

### 微生物

#### 1. 出願

(1) 次のとおりの微生物の使用をその実施のために必要とする発明の特許出願又は特許の明細書は、微生物それ自体に関して、命令の適用上、(2)に示す条件の1が満たされている場合、そのような方法でのみ発明を開示しているものとみなされる。

(a) 出願の出願日に公衆に利用可能でなく、  
(b) 当該技術の熟練者によって発明が実施されることを可能にするような方法で明細書に説明することができない。

(2) (1) にいう条件は、次のとおりとする。

(a) 次の条件

(i) 出願日以前に、微生物の培養が微生物の見本を提供することができる寄託機関に寄託されており、

(ii) 国際寄託機関の名称、培養が寄託された日及び寄託の受理番号が出願の明細書に示されている。

(b) 第85条によって命令に基づく特許又は(場合により)命令に基づく特許出願とみなされる国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合に特許協力条約の施行規則の対応規定が守られていることの条件、及び新たな寄託が項目4に基づいてなされた場合、出願人又は所有者が当該項目に従って新たな寄託をすることの更なる条件

(3) (2) (a) (ii)の条件が、特許出願がなされたときに満たされない場合、それは次のとおりの何れか最も早いもので満たされなければならない。

(a) 次から16月以内に

(i) 宣言された優先日、又は

(ii) 宣言された優先日がない場合、出願日

(b) 出願人による請求に対し登録官が第27条(1)の適用上所定の期間の終期前に登録官が出願を公告する場合、請求日前に、又は

(c) 登録官が、自己が第105条(4)に従って、何人かによる情報及び同条(1)に基づく書類の閲覧の請求を受領した旨の通知を出願人に送付する場合、その請求の登録官による受領通知の出願人に対する送付後1月の終期前に

(4) (2) (a) (ii)に定める情報の提供は、培養(項目4(2)によって常時利用可能であったとみなされる寄託を含め)が随時寄託され、培養を利用可能としてもよい者としての名称記載者であって当局へ有効なその請求をする者への解放を許可する登録官の証明書の受領に対して培養を利用可能としている国際寄託機関に対する出願人の留保のない不可逆の承諾を構成する。

#### 2. 培養の利用可能性

(1) 3に従うことを条件として、登録局がある者を国際寄託機関が微生物の見本を提供することができる者として証明することの請求は、次のときに特許様式55でブダペスト条約に基づく規則によって規定された様式を添えてなされるものとする。

(a) 1(3)(c)にいう状況において、第105条(1)に基づく請求をした者への特許出願の公開前に、及び

(b) 何人かに対しその後の時に

(2) 登録官は、(1)に基づいて自己に提出された様式の写し及び見本の解放を許可する本人の証明書を次の者に送付する。

(a) 特許の出願人又は所有者に

(b) 国際寄託機関に、及び

(c) 請求人に

(3) (1)に基づく請求は、請求が関係する者の側での、特許出願人又は所有者の便益のための次のとおりの約束を含まなければならず、この項において、微生物の寄託培養から派生した培養への言及は、派生した培養であって発明の実施に必須の寄託培養の特徴を見せるように派生した培養への言及である。

(a) 培養又は培養から派生した培養を他人に利用可能とせず、

(b) 培養又はそれから派生した培養を、発明の主題に関する実験目的以外には使用せず、

(i) (iii)に従うことを条件として、両約束は、特許出願が取下され、放棄されたものとみなされ、拒絶されたものとみなされる前の期間中(規則110、規則120(1)又は(6)に基づいて許可される更なる期間を含むが、出願が前記規則の何れかに基づいて回復した場合、それが回復する前の期間を除く)効力を有する。

(ii) 出願に対して特許が付与去れる場合、(a)に示す約束は特許が効力を有する期間にも、また第35条(3)にいう6月の期間にも効力を有する。

(iii) (b)に示す約束は、特許が付与されたとの通知の公報における公告日後は効力を有さない。

(4) 政府の役務のために培養に関して第59条に定める行為ができるようにするために、(3)に定める約束は、次のとおりとする。

(a) 政府又は本項の適用上政府によって書面で授権された者から求められてはならず、

(b) すでに約束している者に関しては効力を有さない。

(5) (3)に従ってなされた約束は、出願人又は所有者とそれが与えられる者との間の合意により一部変更することができる。

(6) (3)に示す約束が効力を有する特許に関して、次のとおりの場合、当該約束は、当該ライセンスに効力が与えられるために必要な範囲で効力を有さない。

(a) ライセンスが権利として利用可能である旨の記入が第55条に基づいて登録簿になされる、又は

(b) 強制ライセンスが第57条に基づいて付与される。

### 3. 培養の専門家による利用可能性

(1) (3)に従うことを条件として、特許出願の第27条に基づく公告の準備が完了する前に出願人が微生物の見本は専門家によりのみ利用可能とされるべきことを特許様式56で登録官に通知する場合、本項の規定が効力を有する。

(2) 登録官は、次のとおりとする。

(a) 第27条に基づく出願の公告時に本項の規定が効力を有する旨の通知を公報に公告し、

(b) 2に拘らず、特許が付与される、又は出願が取下される、放棄されたものとみなされる、拒

絶された、又は拒絶されたものとみなされるまで、本項に基づく以外には見本の解放を許可する証明書を発行しないものとする。

(3) 国際特許出願(ブルネイ・ダルサラーム)の場合、出願人は、(1)に示す目的のために、微生物の見本が専門家にのみ利用可能とされるべき旨及び本人が本項の適用上(1)の条件を満たしており(2)(a)は適用されない旨の意図を、出願の国際公告の技術的準備が完了する前に、特許協力条約に基づく規則の規則13の2の3に基づいて国際事務局に書面で通知することができる。

(4) 微生物の見本の利用可能性を望む者(「請求人」)は、次のとおりとする。

(a) 見本が利用可能とされることを望む相手の者(「専門家」)を任命する特許協力条約に基づく規則によって規定される様式を添えて特許様式57で登録官に申請し、

(b) 同時に2(3)の規定に従って同条に示す専門家による約束を提出するものとする。

(5) 登録官は、(4)に基づいて提出された特許様式57の写しを特許出願人に送付し、(6)に従って微生物の見本が専門家に利用可能とされることに申請人が異論を出すことができる期間を指定する。

(6) (5)に基づいて登録官によって定められた期間内に(又は、当該期間内に登録官に対する申請により登録官が認めることができるより長い期間内に)特許出願人が、微生物の見本が専門家に利用可能とされることに反対する旨を登録官に対して書面で通知せず、その異論の理由を提供しない場合、登録官は、4(a)に基づいて本人に提出された様式の写し及び見本の解放を許可する本人の証明書を次の者へ送付する。

(a) 特許出願人

(b) 当該国際寄託機関

(c) 請求人、及び

(d) 専門家

(7) 特許出願人が(6)に従って専門家に証明書を発行することに対する本人の異論の通知を登録官に送付する場合、登録官は次のとおりとする。

(a) 専門家の知識、経験及び技術的資格及び関連すると本人がみなす他の要素を考慮して、専門家に証明書を発行するか否かを決定し、

(b) 専門家への見本の解放を許可することを決定する場合、(6)にいう者に(4)(a)に基づいて本人に提出された様式及び専門家への見本の解放を許可する本人の証明書の写しを送付する。

(8) (7)に従っての決定をする前に、登録官は聴聞を受ける機会を出願人及び請求人に与える。

(9) (7)に基づいて登録官が専門家へ証明書を発行しないと決定する場合、請求人は、登録官及び出願人に対する書面による通知で、本項の目的のために別人を専門家として指名することができ、登録官はその後の手続について登録官が適切と考える指示をすることができる。

(10) 本項の規定は、政府又は政府によって書面で許可されている者の第58条に基づく権利を害するものではない。

#### 4. 新たな寄託

(1) 本附則に基づいて培養の寄託又は新たな寄託がなされた国際寄託機関が、次のとおりである

場合、(3)に従うことを条件として、出願人又は所有者は、培養が別の国際寄託機関に移転されその期間が培養を利用可能とすることができるのでない限り、微生物の培養の新たな寄託をすることができる。

(a) 出願人又は所有者に次の旨通知する。

(i) 2(1)又は3(4)に従ってなされる請求を満たすことができない。又は

(ii) 培養が利用可能となるようにとの請求を満たすことが法的にできない。

(b) 国際寄託機関の機能を遂行することを一時的又は永久に停止する。

(c) 国際寄託機関の活動を客観的に公平な方法で行うことを何らかの理由で停止する。

(2) (1)及び本項の適用上、当該通知又は国際寄託機関が国際寄託機関の機能の遂行すること又は当該機関として客観的で公平な方法で当該機関として活動を行うことを停止する旨の通知の受領後3月以内の場合、出願人又は所有者が次のとおりの場合、寄託は常に利用可能であったとみなされる。

(a) 寄託が既に移転されているのでない場合、新たな寄託をする

(b) 新たな寄託がなされる国際寄託機関にそのように寄託される培養が最初に寄託された培養と同じ微生物である旨の宣言を提供し、

(c) 移転された又は新たな寄託の受理番号及び、該当する場合、寄託がなされた国際寄託機関の名称を表示するために第31条又は第38条に基づいて明細書の補正を請求する。

(3) (1)にいう新たな寄託は、次のとおりとする。

(a) (b)に従うことを条件として、最初の寄託と同じ国際寄託機関にする。又は

(b) (1)(a)(ii), (b)及び(c)にいう場合において、請求を満たすことができる別の国際寄託機関にする。

## 5. 解釈

本附則において、次の語句は夫々を意味する。

「ブダペスト条約」は、1977年にブダペストで締結された特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関する条約を意味する。

「寄託機関」は、すべての関連時に次のとおりである機関を意味する。

(a) 微生物の受領、受理及び保管並びにその見本を提供する昨日を果たし、

(b) 客観的で公平な方法で当該機能を果たすことに関係する限りの諸事を行う。

「国際寄託機関」は、ブダペスト条約第7条に規定の国際寄託機関の立場を取得している寄託機関を意味する。

## 第5附則 規則113

### 科学顧問の報酬

#### 1.

命令に基づく手続において登録官を補佐するために科学顧問として任命された者であって、登録官手続に出席する者は、次の報酬を受ける。

(a) 人の通常の居住地と手続が行われる場所との間の交通について発生する経費の合理的な金額

(b) 科学顧問が本人の通常の居住地から離れて宿泊を必要とする場合、食費と宿泊費の手当の合理的な金額は、1日当たり\$250を上限とする。

#### 2.

命令に基づく手続において、登録官を補佐するための顧問として任命された者は、1にいう経費及び手当とは別に、当人が事案の聴聞に出る又は規則119(1)(b)に基づいて当人に付託された調査結果の報告作業をする1日又はその一部の夫々について\$650以上、\$2,000未満を支払われるものとする。

#### 3.

手続の聴聞に登録官とともに出席するために科学顧問として任命された者は、1にいう経費及び手当とは別に、その後登録官とともに手続を聴聞することを求められなくとも、\$650以上、\$2,000未満の支払を受けるものとする。